

衆議院 法務委員会 議 録 第 七 号

平成二年六月一日(金曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 小澤 潔君

理事 達沢 一郎君

理事 熊谷 弘君

理事 小森 龍邦君

理事 木部 佳昭君

理事 古屋 圭司君

理事 渡瀬 憲明君

理事 山花 貞夫君

理事 木島日出夫君

理事 徳田 虎雄君

出席政府委員

法務大臣官房長

法務大臣官房審

議官

委員外の出席者

参考人

教授

参考人

会長

参考人

会長

参考人

会長

参考人

会長

参考人

会長

参考人

会長

参考人

会長

参考人

会長

参考人

大内 啓伍君 中野 寛成君
同日 中野 寛成君 補欠選任
大内 啓伍君

本日の会議に付した案件

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

委員長の許可を受けることになっております。また、参考人は委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、あらかじめ御承知をお願いいたします。

○鴻参考人 鴻でございます。

私は、五年ほど前まで東京大学法学部の教授として二十余年余り商法の講座を担当してまいりまして、現在も法制審議会商法部の委員を務め、また、社債法小委員会の小委員長を仰せつかつておるものでございます。

本日は、商法等の一部を改正する法律案等について、本委員会の委員の皆様の前で参考人として意見を述べる機会を与えてくださったことにつきまして、まずもって小澤委員長初め委員の皆様に対し、厚くお礼を申し上げます。

今回の商法改正案は、会社法の改正と内容とするものであり、会社法の改正としては、昭和五十六年の改正以来のものであります。この法律案の基礎になったのは、御高承のように、法制審議会が本年三月十四日に法務大臣に答申した法律案要綱であります。その法律案要綱は、また、本年二月二十八日に法制審議会商法部会が五十六年改正に続く改正作業として、翌五十七年から七、八年の歳月をかけて慎重審議した結論である要綱案を総会で原案どおりに承認し、決定されたものでございまして、もともと、国会に提出され、本委員会に付託されている内閣提出の法律案と法制審議会の法律案要綱とは、会社法を新しくつくる、新設する際の最低資本金の額が低くなっていること、計算書類の登記所における公開に関する一連の規定が削られていることなど若干の点で相違がありますが、改正の趣旨の基本的な相違があるわけではございません。すなわち、今回の改正の趣旨は、法律案提案理由説明にもありますように、小規模、

閉鎖的な会社にも適合する法制度の整備、会社債権者の保護、会社資金調達の方法の合理化、この三点が主要な点でありまして、この限りでは、法律案と法律案要綱とは相違はございません。

私は、後ほど、以上の趣旨でまとめられている改正法律案中の幾つかの重要事項について私の意見を申し述べたいと思いますが、それに先立って、今回の会社法改正の意味を一般的にどう受けとめることができるかについて少しばかり述べることをお許しいただきたいと存じます。

今回の商法改正は、昭和四十九年以来続けられている会社法の全面的な改正作業の一環であります。そして、先ほども言及しました五十六年の改正の方は、会社法の全面的な改正作業の中で、大規模な株式会社に関する法制を中心として、株式、株式会社の機関、会社の計算、新株引受権付社債、この四つを柱として、商法と監査の特例を主な内容とする商法特例法の改正を実現したものであります。したがって、これに続く作業として、五十七年から、大小会社の区分を中心とし、会社の合併等五十六年改正の後に残された事項の改正をも含めて、今度は商法と有限会社法の双方にまたがる法改正の検討が開始されまして、自來長く続けられてきたのであります。

もし当初の方針どおりの改正要綱をまとめ上げることができたならば、それは、昭和十三年の商法改正、それから有限会社法の制定以来、中小会社立法としては実に半世紀ぶりの本格的な大改正になり、そしてまた同時に、四十九年以前の会社法の全面的な改正作業は一応終了することになると言えるものであったであらう。

しかし、昨平成元年十一月末になりまして、商法部会は、当初の改正試案が取り上げていた事項の全部の範囲を今回の改正において一度で処理することは困難であると判断するに至りました。そ

して、従来の方針を変更して、それまで検討を進めてきた改正事項のうち、会社の設立、株式、有限会社の方は持ち分ということになります。それと会社の計算・公開、それから会社の組織変更等を中心とする事項について、この段階で一区切りをつけて、まず改正を行うことが適切であるというふうと考えて、その範囲で改正要綱案を取りまとめることにしたものであります。

以上の結果、今回の法律案に盛り込まれた改正点は、項目数からいって、商法部の審議の対象とされてきたものの全体から見ると、数としては半減、あるいは半減以上ということになってしまったということが言えるかもしれません。しかし、私は、このような方針の変更は適切であつたと考えております。と申しますのは、会社法の全面改正の審議の全体が完結するのを待つとすれば、審議の進展の状況にかんがみると、どうしてもこれから後数年先にならざるを得ないであります。それから、それよりも、既に審議が着詰まってきた大方の意見の一致が見られていた部分であつて、しかも、会社法の他の部分とは切り離して改正することができるとは、少しでも早く法改正を実現することの方が望ましいことは明らかであります。後で言及しますように、現に今回の改正法律案の中には、社会的な影響力の大きな大会社に關して、法制度の緊急な改正が望まれている問題も少なからず含まれているのであります。

さて、今回の法律案は、商法の一部改正と有限会社法の一部改正と社債発行限度暫定措置法の一部改正の三つを含んでおります。以上の三つのうち、第一と第三の改正が株式会社に関する改正でありまして、株式会社法の改正の柱となっている項目は、設立、株式、計算、社債の四つであつて、相当広範な改正であります。これに対して有限会社法の改正の柱となっているのは、設立、持ち分、会社の組織変更の三つであり、その中では最後の組織変更が重要であつて、他は株式会社法の改正に対応するものが大部分であります。そして、以上の改正の大部分は、先ほども申し述べました三つの改正趣旨、すなわち小規模会社に適する法制度の整備、会社債権者の保護及び会社の資金調達合理化の三点にかかわるわけでありまして、以下に、原則的には法律案の末尾に提案理由として掲げられているところの重要な改正点の問題を絞って私の意見を申し述べることにいたします。

第一は、小規模会社にも適合する法制度の整備に關する改正点であります。株式会社法の発起人及び有限会社の社員の員数に關する規制の緩和、商法百六十五条以下、有限会社法六十九条の改正であります。これは、いわゆる一人会社の設立及び存続を許容するものであつて、現行法の形骸化を解消、改善するものであります。

また、株式会社の設立における現物出資及び財産引き受けについての検査役の調査の一部を省略することにしたことなどは、株式会社設立手続の簡素化に役立つものであり、いずれも適切な改正であると考えます。

このほか、株式譲渡制限会社における株主の新株引受権の法定、これは商法に三百四十一条ノ十一ノ二の規定を新設するというものですが、これは形式的には規制の強化とも言えますが、実質的には現行有限会社法五十条で定められている有限会社の社員の出資引受権と同様の法規制でありまして、まさに小規模閉鎖的会社に適するものと認められ、私は賛成であります。

その他にもこの改正趣旨の点については細かい点の改正が幾つかありますが、それらは省略して、ただ、会社の経営管理（運営）機構の簡素化という点が小規模会社についても将来に先送りされたために、小規模会社に適する法制度の整備という点は必ずしも十全なものとはなっておりません。しかし、今回の改正点だけでも、小規模閉鎖的会社法制度の整備の一步前進であると認めることはできると思うわけであります。

第二に、会社債権者の保護のための法規制の点

であります。

株式会社はもとより、有限会社も社員の間接有限責任を特色とする資本会社、言いかえれば社員全員が会社に対してのみ出資義務を負い、会社債権者に対して直接の責任を負わない建前のいわゆる物的会社であります。したがって、こういう会社にあつては会社債権者の保護ということが法規制の基本になるわけであり、会社財産の最小限度の確保がどうしても必要であります。この点自体は、各方面でも十分認識され、理解されているところであると存じます。有限会社法が昭和十三年の制定時から最低資本制度を採用していることも、その必要性があることが認められている何よりの証拠であります。改正法律案が株式会社に於いて最低資本制度を今回導入しようとしていることは、私考えますに、やや遅きに失したぐらゐのことではございますが、私はこの際、この株式会社に於ける最低資本制度の導入をぜひとも実現したいものだといふふうに願つております。

ただ、最低資本額を幾らに定めるかという点だけはなかなか難しく、審議の過程でもいろいろの意見がございました。御高承のとおり、改正法律案では、新設会社と既存会社を区別することなく、株式会社の場合は一千万円、有限会社の場合は現行法の十万円を三百万円に引き上げることになりました。私は、個人としては、現在の貨幣価値なり物価指数なりの私の感覚からいまして、新設会社の場合に限つてもっと高い金額でもよいのではないかと、これに対して、既に存在している会社の場合には、何らかの税法上の優遇措置を講ずることができないかというのであれば、余り高い金額にするのは適当でないのではないかと考えておりましたが、中小企業基本法の示している基準の金額なども考慮に入るとき、また、ヨーロッパ主要国の立法例から見ても、改正法律案の示している最低資本額は、まあこの際落ちつきべきところに落ちついた穩当な金額と考へてよろしいのではないかとこのように思つております。この点に關連して、会社の組織変更に関する規定も整備されましたし、なお、既存会社についての経過措置が附則で詳細に定められておりますので、改正法施行の暁には、こういった点の法の適切な運用が切に望まれるところでござい

ます。

会社債権者の保護のための法規制としては、もう一点、利益準備金の積立基準が、「金銭二依る利益ノ配当額ノ十分ノ一」から「利益ノ処分シテ支出スル金額ノ十分ノ一」に改められることになっております。この点は会社の規模を問わず適用される規定であります。が、実際上の見地からは、特に中小会社にとつて法の規制の強化となるであります。しかし、規制の強化とはいひましても、同時に、会社経営の健全化、とりわけ小規模会社の体質の強化のためにも役立つことであつて、この改正も、会社債権者保護のための法改正として私は適切な改正であると考えております。

最後に、第三の会社資金の調達の方法の合理化のための法改正としては、優先株の制度の改正と社債の発行限度の緩和の二点が重要であります。優先株制度の改正は、優先配当額はその上限のみを定款で定めればよいことにしたこと、議決権なき株式の発行限度を、現行法の定める発行済み株式総数の四分の一というのから、その三分の一に緩和することにしたこと、累積的配当優先株について議決権の復活の時期を定款の定めで若干おくらせることができることにしたこと、の三点でござい

ます。

また、社債の発行限度の緩和の点は、社債法の全面改正の検討もしておたわけでございますけれども、この点が先送りになりましたけれども、社債の発行限度を純資産額まで発行できるといふように一元化することにしたこと、社債発行限度暫定措置法を改正して新株引受権付社債も、転換社債と同様に、会社の純資産額の二倍まで発行できることにしたこと、でございます。

これらの改正は、経済界の一致した強い緊急改正の要望にこたえたものであり、いずれの改正

も、証券の多様化、国際化という時代の要請に即応した適切なものと考えております。

以上までで、改正法律案の主要な改正点について簡単に私見を述べてまいりました。このほかにも改正案には、端株制度の改正、株式配当など無償交付や株式併合に関する規定の整備、設立手続全般など、株式会社法制の改善と認められる点は決して少なくありません。もともと、私としては、改正法律案の内容の個々の点について、全部が全部賛成というわけのものでももちろんありません。また、会社法の改正が今回の改正だけで十全というわけのものでないことを私も承知しております。見方によつては、中小会社に対する規制の強化じやないかというような批評があるかも知れません。しかし、長期的に見れば、今回の会社法の改正が実現すれば、株式会社や有限会社の実質の強化、ひいては国際化の時代に即応した会社発展の要因ともなり、さらには、企業の社会的責任を果たすことにも役立つところが少なくないと思えます。そして、改正法律案が一日でも早く成立すれば、会社の経営管理（運営）機構、適正な計算と公開、会社の合併、単位株制度などのほか、有限会社法制や社債法制の全面見直しといった残された会社法改正の重要問題の審議検討が大いに促進されることを期待することができるとおもいます。

我が国会社制度が本当に国民のためのものとなるように、会社法制の整備改善に、私自身微力ながら、商法学者の一人としての立場から、及ばずながら今後一層力を尽くす所存でございます。時間が来たようでございますので、私の意見の中身の乏しいことを恐れますが、本委員会の法律案審議に少しでも参考になることがあればまことに幸いでございます。ありがとうございます。

○小澤委員長 鴻参考人、ありがとうございます。次に、飯塚参考人をお願いいたします。

○飯塚参考人 私が飯塚毅でございます。

国権の最高機関を構成する先生方を前にして、今回の第三次商法改正について意見を申し上げる機会を賜りましたことは、私の最も光榮とし、感謝申し上げます。

御承知のように、昭和五十九年と昭和六十一年と二回にわたつて、法務省民事局参事官室との銘を打つて、商法改正に関する問題指摘と改正試案とが公表されております。自來四年以上六年間にわたつて、商法改正問題は、我が国の産業界、学界及び実務界において論議が尽くされてまいりました。

その法務省民事局参事官室の提起しました問題点は、約二百項目に及ぶ広範多岐にわたるものであつて、私に与えられました時間内では到底カバーできる筋合いのものではございません。したがひまして、私は、以下の四点についての絞つた形で意見を申し上げたいと思ひます。この点をまず御了承いただきたいのであります。

問題点の第一。我が国の国会の先生方及び行政担当の各省庁の幹部の方々は、時代の変化が既に行政の縦割り体制の維持のみでは事が済まなくなつてきたとの現実認識が不足しておられるのではないかと心配いたしました。今回の商法改正の案づくりを法務省のみの専断としたことが、この現実認識の不足を裏証していると私は判断いたしております。

御承知のように、既にイギリスでは、行政の縦割り制度の弊害を認識されたサッチャー首相は、各界から最優秀の若手七名を出向させ、ポリシーユニット、政策調整機関とでもいいますか、なるものをつくりまして、このチームをダウニング街の首相執務室の隣の部屋に置き、縦割り行政の弊害にとらわれることなく、政策批判と政策立案の有力機関として機能させる処置をとつてゐる事実があるのではありません。なぜ我が国は、国として縦割り行政の弊害を円滑に克服していく施策を工夫しないのでしょうか。この弊害のあらわれが、今回の商法改正に露骨

にあらわれているのであります。法務省民事局の幹部が、今回の商法改正の動機は、EC（ヨーロッパ共同体）指令第四号等の一連の会社法及び会計に関する域内十二カ国の国内法統一を求めた指令にあつたことを再三にわたり「商事法務研究」その他の雑誌類に発表しながら、事柄の本質を正しく把握しておらず、そのために、大蔵省所管事項や通産省、特に中小企業庁の所管事項を含む今回の改正作業を、法務省の視野と権限事項の枠内で解決しようとしてしまつたのであります。その結果どうなつたかと言へば、関係各省庁の幹部は法務省のお手並み拝見とばかりにいわば冷ややかに批判的であり、おれたちの仕事ではないと感じてか、積極的協力の姿勢は打ち出さなかつたのであります。そればかりか、会社会計の監査、つまり会社の会計内容を透明にするための決定的施策である会計監査人による監査を世界に類を見ない会計調査人制度による調査に置きかえ、会計の一応の確からしさを確保すればよいものとしてしまふなど、縦割り行政の奇形現るようなもので法制化しようとしていた次第であります。

幸い、法務省内の会計調査人制度の研究会有何らの実も結ばずに統一見解に到達せず、したがつて今回の商法改正の原案からは削除されて、監査問題は政府提案としては先送りとされたのであります。私たちは、行政官による縦割り行政への執着がいかに根強いかを思い知らされたのであります。

日本国憲法第四十一条により、私たちは、国会が国の唯一の立法機関であると信じていたものであります。が、現実には立法事務の実質担当者は各行政庁の幹部たる行政官であり、国会議員諸公は、単に原案の一部を削除するか、または投票によつて賛否の意思表示を行うかだけの役割の担い手となつてゐる観があるのではありません。もちろん日本の行政官は世界的に見ても圧倒的に優秀であります。ただ、致命的な欠陥とも申すべきは、世界全体の動きへの気配りを欠いてゐると申すべき一点であります。専門的分担事項については圧倒的に

詳しいのであります。が、今世界がどの方向を向いて現に動いてゐるのかの把握には、客観性が欠けるうらみがございいます。

一九五八年、つまり昭和三十三年元旦から発効したローマ条約、EEC条約でございますが、これは全文二百四十八カ条、その第五十四条第三項（G）号が、今般の会社法改正の発火点となつた条文であります。同条約の前文の第三文が「欧州を分割してゐる諸障壁を撤廃すること」を眼目とすることを宣言しており、したがつて、ヨーロッパの加盟十二カ国は、完全な単一国家にならうとしてゐることは明白であります。しかも、指令第四号の第五十五条第三項は、指令に対応する国内法律案の案文をどうつくつたか、その文言をEC本部委員会に届け出る義務を課してゐるので、各国ともその会社法改正案はほとんど同一のものとならざるを得ないのであります。アメリカの会社法及び会計の原則は、完全にヨーロッパと同調いたしております。ヨーロッパとアメリカが、会社法及び会計の制度上、完全に近く同歩調をとつてゐる場合、日本だけが世界の先進国中ではぐれ者になつてもよいのだとの理屈は立てがたいものがあるのではありません。それは日本と欧州各国との経済関係がますます緊密化の度合いを増しているからであります。

以上これを要するに、問題点の第一で申し上げたいことは、行政の縦割り体制のおおきく食つて、法務省は他省庁に關係なく処理できるものとして会計調査人制度をつくらうとしたけれども、世界に類例がない制度として自滅してしまつたのだということ。一九九二年末には欧州の統合は実現してしまふので、日本は制度上大きくおくれてしまふ結果になつてゐるということでありま

問題点の第二に移ります。EC加盟の十二カ国のベルギーにあるEC本部が、一九七八年七月に出したEC指令第四号には、物的有限責任会社は、一定の規模を超えたものは、社会的責任上、その計算を公開し、正規の監査を受けなければならないと定めております。

三

この五十一号という条文は、監査と言っている、調査とは言っていないのであります。ところが我が法務省は、何を勘違いしたのか会計調査人という制度の創設を図り、その吟味と調整のために一年有余を使つてしまつたのであります。実に惜しい時間の空費だったのであります。

御承知のように、世界の先進国で税理士という制度を持つてゐる国は、西ドイツと日本だけあります。この西ドイツは、指令第四号を受けて、監査を要する会社が一律に拡大するとの事態に対応するため、税理士と旧宣誓帳簿監査士、これは日本の昔の計理士に該当しますが、これと弁護士に、簡略試験によつて公認会計士、西ドイツ法では経済監査士、ヴィルトシャフツブリュフアーと呼んでいますが、これになる道を開いたのであります。それは、会計指令法、ビランツリヒトリ・ニエンゲゼツツという名の法律で一度に三十九本の法律を改正してしまい、その中で公認会計士法を二十二年改正して、簡略試験制度を大規模化したのであります。

御注意いただきたいのは、その会社数であります。西ドイツでは、この簡略試験制度を大々的に確立した一九八五年から一年たつた一九八六年の十二月末現在で、二千九百九十九社の株式会社と、三十四万六千三百七十一社の有限会社を持つていただけであります。日本はといひますと、百四万三千八百九十九社の株式会社と、百三十九万九千九百九十九社の有限会社とを持つていたのであります。これは法務省の資料によります。実に西ドイツは、株式会社数で日本の四百七十六分の一、有限会社で日本の四分の一という少数ぶりなのであります。しかも、西ドイツの公認会計士は約六千名、公認会計士会社は約一千社もあるのではありません。日本は公認会計士が約九千名で、監査法人は約百社ほどしかありません。すなわち、日本は社会に対する公認会計士の数が圧倒的に少ないのであります。これは何も公認会計士の数だけに限らず、弁護士の実数についても言ひ得ることであり、これは公認会計士や弁護士の数に關して、すべて行政当

局の判断に任せてしまつていて、見識ある国家意思の確定がないことが原因だと私は考えております。国権による国家の方向づけがなされていなくて意味するわけであります。かつてニーチェは、「偉大とは方向を与えることである」、グレーセハイストリヒトウングゲーベンと言ひました。願わくは我が国権の最高機関も、我が国運に方向を与えていく働きをしていただきたいのであります。

税理士を大量に公認会計士に移行せしむべしとの主張の論拠は、公認会計士法及び税理士法のともに第二条を吟味していただければうなづけることではないかと考えます。両職業は、ともにその第二項で、業務の根拠に、会計学の理解と実践という共通基盤を持つております。ただ両者が違ふ点は、その法第二条の第一項が、公認会計士の場合には監査証明書の作成を、税理士の場合は申告書の作成をその専属の業務と規定している点であります。しこうして、公認会計士の場合は会計監査に試験が許されてはいますが、税理士には試験は許されておらず、全部監査をやらなければなりません。したがつて、税理士資格の喪失は伝票一枚の吟味にかかつてゐるにもかかわらず、公認会計士の場合には、財務諸表規則の示すように、貸借対照表科目あるいは損益計算書科目の数%以下の金額の間違ひは、重要性がないものとして問題としないという法体制になつてゐるのであります。ここに先生方の御考慮を煩わしたい重大問題があります。

かつて私は、いわゆる職業裁判、これは日本にはないので、強いて言へば国を被告とする訴訟、この証人として大阪地方裁判所に出席したときに、政府側の検事が証人たる私に對し、「一体、公認会計士と税理士ではどつちが難しい業務なのか」と質問したことがありました。私の答えは「監査の対象を量化的に見れば、公認会計士の方が難しいと言へるかもしれません。しかし、監査の対象を質的方面から見れば、税理士には公認会計士のように試験が許されておらず、伝票一枚ま

で全部監査の責任を負わされてゐますから、税理士業務の方が難しいとも言えます。私は両方の資格を持つてゐますから、両者の異同がよくわかるのであります」と答えたのであります。ただし、税理士の場合、西ドイツと違つて相当数の方々が年金だけで暮らしてゐて、税理士業は看板だけという方が多くゐますから、事態はかなり違ひます。日本の税理士の場合は、約六〇%が税務官庁のOBであり、西ドイツの場合は、OBは一%いるかないかというほど違ふからであります。したがつて日本の場合には、簡略試験によつて選別する必要があります。西ドイツの場合は、簡略試験の段階を三段階に分けて、税理士開業五年以上の者と、十年以上の者と、さらに十五年以上の者とに分けてあります。五年以上の者には会社法と監査論と、すなわち二科目の簡略試験、十年以上の者には会社法だけの試験、十五年以上の者には三十分以内の口頭試問、いわゆる口述試験だけでよいということになつております。我が国の法制審議会の先生方または法務省民事局の幹部が、西ドイツのビランツリヒトリ・ニエンゲゼツツ、つまり会計指令法を念頭に読まなければならぬ、この実際の立法例を参考として、日本でも円滑に法案をつくり得たらうに、残念だと思ひます。

ドイッの会計指令法は、民事局参事官室の昭和六十一年の問題点文書よりは一年も前に制定されたのでありますから、参考としようと思ひます。きたわけでございます。

なお、公認会計士の数であります。最低十万人は必要だといふ元日本公認会計士協会会長もおられました。私は、少なくとも五万人は必要であると信じております。五万人といへば、米国の五分の一、イギリスの二分の一の人数であります。そのくらの数が少ないと、会計の分野で日本社会の需要を満たすことはできないものと確信するものであります。

問題点の第三。
EC指令第四号は、その第五十一条第三項によつて、正しい記帳と決算財務諸表をつくらな

かつた会社に対しては、加盟国の国内法に処罰規定というよりも刑罰規定を設けるように指示しております。加盟十二カ国は、この指令を受けて一斉に刑罰規定を整備したのであります。日本は加盟国ではありませんが、おくれればせながら、世界の大勢に合はせて処罰規定を設けるべきだと考えます。

ちなみに米国内は、内国歳入法第七千二百一条により、虚偽の記帳または財務諸表の作成を行つて税を免れんとした者は十萬ドル、法人の場合は五十萬ドル以下の罰金または五年以下の懲役または両罰の併科と定めており、イギリスは租税管理法、タックス・マネジメント・アクトの第二〇B条、おかしな名前でございますけれども、書いてある、及び九十八条とにより、三千ポンド以下の罰金または二年以下の懲役または両罰の併科と定めており、フランスは国税通則法、コード・ジェネラル・デザンボの第一千七百四十一條により二十五萬フラン以下の罰金または五年以下の懲役または両罰の併科としており、西ドイツの場合は国税通則法に依り、A O、アプガール・ペン・オルド・ヌングの第三百七十条、刑法第二百八十三條により、十年以下の懲役または罰金との定めを有してゐるのであります。なぜ日本だけが、先進文明国全部に共通する法制に反して、単に過料を科すだけとしてゐるのであるまいしょうか。しかも、過料徴収の実例を聞いたことはありません。現行大店法違反の場合には、その第十八條によつて三百万円以下の罰金という刑罰が科されることになつております。この点、不実記帳との関連で法の整合性を欠くものとお考えにはならないのでしょうか。

ちなみに、ECの指令を受けたイギリスは、一九八五年と一九八九年の二つの会社法をもつてこれに對応したのであります。一九八五年会社法について言えば、法律の本文だけで七百四十七カ条あります。そのほかに付表、シェジュールという条文群が二十五もつており、特にその付表第二十四の罰則リストには、懲役刑または罰金刑を

創設した条文が二百五十八カ条も掲げられており、そのうちには二年ないし七年の懲役刑を定めた条文が二十五カ条もあるものであります。そして、会計に関する条文だけで、付表の分を含ませて約四百カ条もあるものであります。先生方は、イギリスが、商法、したがって会社法を含む領域で、いかに総合的に、包括的に、そして断固たる姿勢で国家形成に当たっているかを推認し、先生方の立法に対する考え方について再吟味していただければこれに過ぎる幸せはないと信じるものであります。

最後に、問題点の第四について申し上げます。今回の商法改正に当たって、我が法務省が全く無視したか忘れてしまったかと思われる問題が一点あります。

それは、イギリスが、一九四八年会社法の第百四十九条に有史以来初めて確立した商法上の大原則であります。「真実かつ公正なる見解」、アツル・アンド・フェア・ビューの原則といいますが、時の流れ、経済の変化は目まぐるしく変わっていき、法律は固定性を持つていません。したがって、法律が現実の経済に追いつけないという現象が起り得る。そのときの経済と法律とのギャップをどう埋めるかという問題が出てくる。そのときの会計処理が真実をついていて、かつ公正であるときは、それが既存の法律に抵触する場合にはその法律を破ってよい、つまり踏み越えてもよいという原則であります。

不幸にも、我が国の会計学関係の大学教授は、会計学辞典の中でこれを「真実かつ公正な概観の原則」と訳してしまつたので、何のことかよくわからず、日本では一般に理解されていませんが、これは誤訳であります。イギリスのパーマーの会社法第二十二版には正確な解説がついています。これを参照すればいいのです。

EC加盟の各国は、この原則を商法上の、したがって会計処理上の基準として採用するかどうかで十年間の論争をやり、結論として採用に踏み切つたのであります。この原則の立法化を、EC

指令第四号は前文以下六カ所であつております。

EC加盟の十二カ国は、この指令を受けて、この原則を法律化した。フランス法はこれをイマージュ・フィアールと言ひ、スペイン法はこれをラトビザンデビルドと言ひ、ドイツ法はこれをアイン・デン・タートゼヒリッヒェン・フェルヘルトと言ひ、イタリア法はこれをクワドロー・フィアールと言ひ、デンマーク法はこれをパトリク・ビレールと言ひ、オランダ法はこれをゲトロ・ベールドと称し、各国が、その商法または会社法の中に取り入れたのであります。アメリカもいち早く企業会計原則、ゼネラリー・アクセプトッド・アカウエント・プリンシプルスの中に取り入れたのであります。

この原則を実施したときは、各国はその決算書（財務諸表）の中の附属明細書にこの事実を表示して、ディスクロージャーの要求にこたえねばならないことになつております。日本だけがこの問題からは取り残されてしまつたのであります。そこで最後に、諸先生に謹んで伺ひたいのであります。

日本はこのように、ことごとく国際社会でみずから求めて孤立化したのでしょうか。日本の場合、法律家の策定作業をやる行政官がこういう法律条文の必要性を理解せず、積極的に法律家の中に取り入れない場合、日本の国会議員諸公はどうしようもないのでしょうか。昭和八年に日本は国際連盟を脱退して孤立化を宣言し、滅亡の道に突進しました。今日また、諸先生方は、この日本に同じ運命をもちたいのでありますか。

これで私の意見陳述を終わります。
○小澤委員長 飯塚参考人、ありがとうございます。次に、宮内参考人をお願いいたします。

○宮内参考人 ただいま御指名いただきました日立製作所監査役を務めております宮内でございます。

現在、私、経団連の資本市場部会長を務めておりまして、その関係で、今回の商法改正につきましても経団連の意見の取りまとめに参画してまいつたところでございます。本日は、こうした国会の場で経済界の考え方を申し述べる機会を与えていただきまして、心から厚くお礼を申し上げます。次第でございます。

さて、今般の商法改正につきましては、昭和五十七年より法務省及び法制審議会におかれましては大小会社区分立法を中心に改正を進められてまいつたわけでございますが、御承知のとおりに商法は企業活動にとりましてまさにその基本となる法律でございます。私どももこの動向に大きな関心を持って今日まで見守つてきた次第でございます。そこで、機会あるごとに経済界としての意見をとりまとめまして、関係各方面にいろいろと献策、お願いを申し上げてきたわけでございまして、御承知のとおり、当初、今回の改正は昭和四十九年の改正以来の総仕上げと位置づけられておつたわけでございまして、改正事項が、先ほどの鴻先生の御説明にもありましたように、膨大過ぎる等の理由から、まさに現段階において最低限必要な改正事項のみが法案に盛り込まれていて、こういうふうにご覧いただいております。そういう意味におきまして、ぜひともこの最低限必要な法案を国会で成立させることを希求するものでございまして、

次に、今般の商法改正は、大きく分けまして大小会社区分立法にかかわる改正、すなわち中小会社にふさわしい法制の整備と、もう一つは資金調達にかかわる改正と、この二つに分かれるものと理解しております。

まず、今般改正の最重要課題とされております大小会社区分立法につきまして意見を述べさせていただきます。

本問題に関しましては、中小企業にふさわしい法制を構築するという観点に立つて、例えば発起人は一人で足りるとするなどの規制緩和を行うと

ともに、一方では最低資本金を設定するなど、債権者保護のための必要最小限の規制をするという考え方のもとに改正案が取りまとめられていたものと拝察いたしております。しかし、債権者保護のためには、最低資本金制度の導入に加えまして、計算書類の公開などディスクロージャーの充実を図る必要があるのではないかと考えております。その面でも今後さらに関係者の努力が期待される次第でございます。

なお、法案では、最低資本金制度とも関連いたしまして配当可能利益の資本組み入れの規定が整備されておりますが、これにつきましては、利益準備金の資本組み入れとあわせて、みなし配当課税がなされないよう先生方の御理解を得たいと存じます。少なくとも中小会社の最低資本金を満たすための配当可能利益の資本組み入れにつきましては、格別の御配慮をお願い申し上げます。次第でございます。

次に、資金調達にかかわる改正についてでございます。これは私も経済界の要望を取り上げていたいただきました事項でございます。ぜひとも早期に実現していただきたいと考えております。まず第一に、社債の発行限度枠の拡大についてでございます。現在の発行限度枠では相当数の企業におきまして社債による資金調達に現在支障が出てきており、早期に改善を図っていただく必要性が高まっております。これがまた、社債市場の活性化にもつながるものと考えております。

もちろん、社債発行につきましては、投資家保護を図ることが最大の課題でありまして、近年ディスクロージャー制度の整備が進んでおりますとともに、我が国の資本市場において格付の整備が着実に進んでおります。

ちなみに、格付につきましては、昨年一月、発行体、格付機関、銀行、証券、投資家、学者、行政と広く関係者が参加する、格付についての懇談会というものが設置されて、ただいま私がその会長をさせていただいております。格付の定着に向けての具体策を幾たびか各関係に提案したわ

けでございすけれども、具体的提案を申し上げますと、例えば格付機関に對しましては、その独立性、中立性、企業の秘密保持、また國際的な格付の信頼性の確保に努力していただきたいというところ。それから発行体につきましては、積極的に取得をしてこれを公表していただきたいこと。それから受託銀行につきましては、現状の受託制度の見直しをこの格付とあわせて検討していただきたいこと。次に証券会社につきましては、これまた引受業務の簡素化を格付業務とあわせてやっていただきたい。また投資家に対しては、格付の積極的な利用をお願いしたい。学者の先生方に対しては、アドバイザーとして國際的な見地からアドバイスをお願いしたい。行政面におきましても、自由な市場づくりへの行政措置をお願いしたい。こういった具体的な提案を各関係者に提案した次第でございす。なお、この懇談会は半年に一回フォローアップ会合を開催いたしまして、着実に提言の実行を図ってございす次第でございす。この結果、例えば転換社債につきましてはこの四月から、CPにつきましては、コマースパーパーにつきましては本年十月から複数の格付を取得することを制度化した次第でございす。

いづれにいたしまして、社債の発行限度枠は欧米諸国にはほとんど例がないものであります。このため、限度枠は撤廃すべきであると私も主張してまいりました。今回の法案では、限度枠の撤廃は見送られ、純資産基準に一元化することにとどまっております。また、暫定措置法により、基準は純資産の二倍まで発行できることになりました。さらに、社債につきましては、これまでの担保付社債、外債、転換社債に加えて新株引受権付社債を含める形になっております。これは経済界としてまさに最低限実現していただきたい内容でございまして、早期実現をお願いする次第でございす。

第二に、優先株式に関する規定の整備改善についての問題でございす。

國際化の進展に伴いまして、御承知のとおり、最近MアンドAが我が國企業にも波及しつつありますが、一方において、企業といたしましては経営の安定、雇用の安定、さらにはお客様及び取引先との信頼関係の維持を図るために、MアンドAに對する防衛策が必要でございす。ちなみに、新聞によりますと、一九八九年度の日本企業との関係するMアンドAの件数は全部で七百四十件、対前年比一三三%、そのうち、日本企業による海外企業の買収が四百四十八件、対前年比一三四%、海外企業による日本企業の買収が十四件、日本企業同士の買収、被買収が二百七十八件となっております。

このような状況下、優先株式は、MアンドAの危険を防止しつつ資金調達を行える有効な手段でございまして、資金調達の多様化が図られる次第でございす。また、子会社が株式発行によって資金調達を行います場合、優先株式が機動的に発行できるのであれば、流通する株式が増大し市場の活性化が図られるとともに、グループとしての資金の効率化が図られます。このような観点から、經濟界において優先株式を発行するニーズが非常に増大しております。

ところが現行法では、御承知のとおり、優先株式を発行する場合、優先配当金額、累積・非累積、参加・不参加、あるいは発行価額、転換権の有無、株式数など、会社の定款に全部定めなければならぬことになっております。したがって、発行の都度株主総会を開き、定款変更決議を行うことが必要となります。そうしますと、株主総会を開くためには、その手続に相当の日数を要します。またまた日立製作所で最小限何日かかるかということになりますと、取締役招集通知を出しましてから株主総会開催まで七十四日もかかるという試算でございす。

一方、御承知のとおり、今や資本市場はグローバル化し、世界の政治經濟の変動に對して時々刻々変化いたしますが、現行法のもとでは、このような変化の激しい市場の動向をにらんだ機動的な発行が不可能であります。しかしながら、資金調達側にとりましては、金融情勢、特に株価、金利あるいは為替の情勢に応じて、迅速かつ機動的に資金調達をできるかどうか大きな条件でございす。

ちなみに、我が國における優先株式の発行は、昭和五十年以降では、昭和五十一年及び五十七年の日立造船さん、昭和五十九年の日本冶金さん、二社三回の事例しかございせんが、アメリカでは新株発行の四分の一がこの数年間優先株式であると調査しております。

さらには、無議決権株にできるのは発行済み株式総数の四分の一以内に限定されており、ロットの大きい優先株式の発行ができないわけでございす。

このため、私も、発行手続の簡素化や発行限度枠の拡大などの規定整備を行うことをお願いしてまいりました。今回の改正案では私も要望がほぼ反映される形で取りまとめられておりまして、その早期実現をお願いする次第でございす。

第三は、今般の改正案に盛り込まれております端株制度の改善も大きな意味を持っております。現行法では、端株主は会社に対して端株券の交付を請求することができなくなっております。今般の改正により端株につきましても定款で端株券の不発行を定めることができるようになり、現在の単位未満株と同じ処理が可能となります。れば、端株制度が適用される昭和五十七年以降に設立された会社にとりましても、転換社債等の発行の道が開かれるわけでございす。端株制度が適用されます上場会社は、NTTのみでなく、次第に増加するものと考えられます。資金調達を容易にするという意味で、端株制度の改善を高く評価いたしておる次第でございす。

昨には、これらにつきましてもできるだけ早く經濟界の要請も踏まえまして検討が再開されることを期待しておる次第でございす。

最後に申し上げたいことは、我が國の株式会社の大筋は中小会社によって占められており、大会社と申しましても、中小会社の助けをかりて初めて成り立つものでございす。中小会社こそが日本經濟の基盤をなすものであります。したがって、中小会社の立場を考えずして商法改正を行うことは到底考えられないわけでございす。

私も、今般の商法改正案、とりわけ大小会社区分立法にかかわる改正案につきましては、最低資本金の導入が行われる一方、規制緩和も行われまして、中小会社に対する配慮が十分になされた上でつくられたものと理解いたしております。その上で、私も商法改正に賛成し、その早期実現をお願いする次第でございす。

以上、商法改正に関する經濟界の意見を述べさせていただきますが、先生方の温かい御理解をいただき、この法案を無事成立させていただくことを心からお願いする次第でございす。御清聴ありがとうございました。

○小澤委員長 宮内参考人、ありがとうございます。

次に、錦織参考人をお願いいたします。

○錦織参考人 私は、中小企業の立場から、特に中小企業に直接影響を持っております事項について意見を申し上げたいと思ひます。

初めに中小企業の会社形態の実態及びこれに関する基本的認識を述べ、次に本法案に對する基本的な考え方を申し上げます。

初めに、中小企業の会社形態活用の実態及びこれに関する基本的認識について申し上げますが、我が國の会社数につきましては、法務省によれば二百六十万社、国税庁によりますれば百七十七万社、総務庁の事業所統計によりますと百三十二万社となっております。個人事業者を含め、我が國全体の事業所総数は、事業所統計によりますれば六百四十九万、これは民営、非一次産業でござい

ますが、これに対応する会社数は百三十二万社であります、これは二〇・三％が会社形態を選択しているということになります。六百四十九万事業所のうち、中小企業基本法による従業者規模の定義で見た中小企業者は九三・三％に当たる六百四十五万事業所でございまして、その中小企業のうちで会社形態を選択しているのは百二十九万社であり、中小事業所の一九・九％を占めております。このように、我が国の事業所数の大半を占め、日本経済の発展を支えてきた圧倒的多数の中小企業の中にあつて、会社形態を選択してその事業活動を営んでいるものは二割であり、あとの八割は個人事業者にとどまっております。このことは、一九八七年のアメリカ非農業企業の税務申告数一千八百三十三万四千社のうち法人会社は三百七十万社、つまり二〇・四％と比較いたしますと、日米は近似したものであるわけでありまして、また、ヨーロッパにおきましても、株式会社を除けば、絶対数はともかく、会社と個人との比率は各国に比べて日本が著しく突出して高い比率を示しているということはないというふうに考えております。

さて、日本におけるこのような現実の姿を、日本経済の成長、国民の起業家精神の高さなどに求めるか、あるいは税務対策に求めるかなどは議論が分かれるところでございますが、ともあれ、中小企業の大多数が会社になつていくわけではなく、したがつて会社形態を選択している中小企業者は、膨大な数に上る我が国中小企業の中にあつて経営組織の近代化を図り、対外信用力を高め、さらに大きく飛躍しようとする意欲ある先進的部分であることがございます。

本年の中小企業白書が指摘するように、近年、開業率の低下、商店数の減少という憂慮すべき事態が進行する中であつて、中小企業全体の健全な振興発展を図るという我が国産業政策、特に中小企業政策の観点からすれば、このような会社形態によつて意欲的に事業活動を行つていくこととするいわば中小企業全体の牽引車たる役割を担つてい

こうとするものに対しては、その旺盛な活力をそぐような障害は設けられるべきではないと考えております。

したがつて、我が国の経済取引、企業活動の基本法たる商法といえども、その改正によつてこれら意欲的な中小会社の活力をそぐおそれのある過度の規制を加へることは望ましくないものと認識をいたしております。すなわち、経済社会の実勢に合わせ、これを後見的に見守ることが商法の立場であり、反社会的な活動を除けば、経済活動はある程度当事者の自由によつてなされるという基本的考え方によつて行われるべきであると思ひます。

もとより、株式会社、有限会社のような物的会社にあつては、株主、社員、社員の責任は有限であり、基本的には限定された責任しか負わないというメリットがある会社形態であることは、中小会社においてもしつかりと認識されなければなりません。したがつて、有限責任の会社制度の根幹を支える原則として、責任財産の確保、会社の計算の適正化及びその開示についてはこれが励行されるよう経営者として法の遵守に努めるべきものであると考えております。

次に、本法案に対する基本的な考え方について申し上げたいと思ひます。

このたびの法改正が、会社の実情に適合する制度を整備するため一人会社の設立を認め、発起設立における検査役の調査を廃止するとともに、現物出資について検査役の省略を認めるなど手続の簡素化等が打ち出されていることに對しましては、基本的にこれに賛成するものであります。しかし、改正案のうち、最低資本金制度についてはやむを得ないものと認識しておりますものの、ややもすると中小会社は株式会社になさわしくないものとして他の会社に移行させるかまたは切り捨てようとする面があるか、中小企業は多くの不安を持っております。我々は、昭和六十一年五月の法務省改正試案のうち、中小企業に最も関係の深い五項目についてその是正を求めたところでありまして、

すなわち、一つは最低資本金については株式会社二千万円、有限会社五百万円、有限会社三百万円とし、株式会社が一千万円、有限会社三百万円とし、五年以上の猶予期間を設けていただきたい。このほか、二番目とした貸借対照表等の登記所における公開。三番目の会計調査人による調査、会計専門家による指導の義務づけ。四番目の取締役の責任強化。五番目の支配株主、社員の責任強化。すなわち、二から五番目につきましては反対をしまひました。最低資本金を除きましては、他の四点は本改正案には盛り込まれなかつたわけでありまして、これらの事項が今後法制審議会においてさらに検討される場合には慎重な対応を求めたいと考えております。

さて、最低資本金制度は、会社を設立しようとする者が最初にクリアしなければならないハードルであり、これまでになかつた作用を中小企業界や新規参入者に及ぼすものと考えます。そもそも、小規模な有限責任の存在自体を活力と評価するか乱立と評価するかは見方の違いと評べてよいと思ひます。個人企業で事業活動を継続していくか、株式会社または有限会社を設立して事業活動を展開していくかどうかは、基本的には当事者の判断によるべきものであります。有限責任の乱用や放漫経営は、資本の大小に起因するものではなく、経営者の姿勢や能力にかかわるものであります。これは企業倒産の状況を見ても、資本金規模と倒産との間に直接の相関関係が見られないことから明らかであります。立派に黒字経営をしてきた会社でも、親会社の業績不振によつて影響を受けることは日常茶飯事でありまして、無論、資本金規模に比べて不相当な受信を得ている場合には、当然のことながら倒産した際には危険性は大きくなるのであります。経営内容に見合う取引をしている限りは、債権者に危険を及ぼすことは少ないものと考えます。むしろ、中小会社では、経営者個人の手腕、人柄が信用のバロメーターであり、資本金額よりも重視されているのが一般であります。

かかる見地から、法制審議会答申に比べ、本法案は、既設と新設との区別をなくし、一律株式会社が一千万円、有限会社三百万円としたこととあわせて五年間の猶予期間が設けられましたことは、実体経済から見て妥当なものと考えております。我々も最低資本金の法制化は大きな負担ではございませんけれども、他方、小規模会社の資本充実により、その経営体質の強化に寄与することと理解をいたしてあります。しかし、急速かつ高額な最低資本金の導入は、多くの小規模会社に混乱を招くことになるので、現実的な対応を求めてきたところでございます。

さて、このたびの最低資本金の法制化に伴い、法定最低資本金額に満たない株式会社は約八十万社、有限会社で約七十万社と言われ、膨大な数の既存会社が強制的に増資や組織変更を余儀なくされております。したがつて、法改正に伴つて最低資本金額に満たない多くの既存会社が増資、組織変更等の措置を講じようとする場合には、税制上の特別措置が実現されるよう特段の配慮をお願いするものであります。

以上をもちまして、私の意見を終わります。

○小澤委員長 錦織参考人、ありがとうございます。

以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○小澤委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。築瀬進君。

○築瀬委員 私に与えられた時間が十五分というふうな大変短い時間でありまして、通常、一問一答式でやるわけでありまして、各参考人の皆さんに二問ないし三問集中的にお一人ずつ質問させていただくという形をとらせていただきましたと思ひます。初めに、鴻参考人でございます。大変難しい問題をリーダーシップをとっていただきましたと

めていただいたその御努力には、大変敬服をする次第であります。最低資本金制度が日本企業の体質を強化し、また国際化に即応しながら社会的責任を果たす、そのためにもぜひとも必要だというふうな御意見があらわれました。しかし、それと同時に、日本のこれまでの経済発展を支えてきたのは大変すそ野の広い中小企業があつたからである、こういうふうなことも私は間違いないことだろうと思ひます。このような二つの要請というふうなものをどのようにこの最低資本金制度の中でまとめようとするのか、大変苦しい御選択をなさつたらうと思はれるわけでありまして、私も、そこで、二点ほど御質問させていただきます。

お話の中で、本来参考人御自身としては、新設会社と既存会社が最低資本金制度に即応していく場合に、取り扱いを変えていくべきではないかな、このようなお考えを持っておつた。しかしながら、結果的にはそのような区別はなくなりまして、うとうとうふうなことに今回なつたわけでありまして、けれども、それに至るお考えの変更といひますか、その辺についてちよつとお尋ねをしたい。

また、その金額的なところで二千万が一千万になりというふうな変化があつたわけでありましてけれども、その辺の金額的な御評価についてもちよつとお伺いしてみたいと思ひます。

それからもう一点、お話が途中になつてしまつたと思はれるのですけれども、小規模会社の運営機構についても簡素合理化の方向で考えていくのが妥当なのではないかとおっしゃつておられましたけれども、これについて具体的な施策ないし今後のお見通し等についてのお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○鴻参考人 築瀬さんの御質問にお答えをいたします。二点ございましたが、最低資本金制度について、先ほど意見陳述の中で、今築瀬さんがおっしゃられましたように私は当初新設会社と既存会社で最低資本金額を区別してもいいのじゃないか

というふうな考えておつたことを申しました。御承知のように、この問題を審議している中では、改正法案以来、株式会社の場合は新設会社、既存会社を問わず二千万円、ただし既存会社については猶予期間とか経過措置を講ずるということがございまして、有価証券法についても同じように五百万円で既存会社、新設会社ともという考えで来ておつたわけでございます。そういう中で私は、既存会社についての二千万というところが今の中小会社の実情からして多少無理があるのではないかと、先ほどの意見の中でも申し上げましたように、私自身の貨幣価値と申ししまして、あるいはお金と物との価値との関係といひますか、そういう感覚からいたしまして、会社制度を採用するときの二千万円というものが、既存会社はともあれ、これからつくる会社として適当な金額であるかというふうな疑問に思つておりました。では幾らがいいかというのはいさなかな難しいのですけれども、私自身はあるいは新設会社なら五千万円ぐらいかな、そういう案も最初に一つの案として示されたことがございました。

そういうふうなことで、多少最低資本金額が新設会社と既存会社で区別する方がいいのじゃないかと考えておりましたが、最終段階近くまで最初の案が続いておりまして、商法部の終りの方の段階で、新設会社二千万円は大方の意見ですからいいにしても、既存会社の方は何らか考慮する必要があるのじゃないか。特に、先ほど錦織参考人の御意見にもございましたように、株式会社の場合は一千万円、それから有価証券法三百万円というものを早くから言つておられ、そういう御意見等を伺つても、私自身としても多少高きに過ぎるのではないかと、先ほど申し上げたように、既存会社については少なくとも下げた方がいいのじゃないかというのを私、商法部会の中でも発言をいたしました。商法部会自身の決定のときにそこに区別が一たんなされたわけでございます。

法制審議会総会も、先ほど申しましたように原案どおり通つたのですが、政府関係各省間の御調整の結果だと思ひますけれども、内閣提出の法案としては低い方にそろえられるという形、また新設会社、既存会社を区別しないということになつたわけでございます。したがって、先ほど終わりに錦織参考人も数字を挙げられました既存の有価証券法の七十万、八十万というような数の会社について低い方の金額に決まつたということはあるのじゃないかと思ひますが、新設会社については私の当初の考え方からすれば、大分考えておるところと離れてしまふということはあると思ひますけれども、私、一般論を申し上げて恐縮ですが、法の改正は、いいことでも漸進的、順を追つて改めていくということが社会のフリクションというものを少しでも少なくするに役立つという面もあるのではないかな、また、同じ改正でも、やりやすい時期とやりにくい時期があるのではないかな、そういう点も考慮しながら、適当な時期に少しでも理想に近い近づけるような努力を今後もするということではいいのではないかと、先ほどまとまつた意見で申しましたように、今回の改正法律案の金額が適当な金額ではないかというふうな考えをうけましたわけでございます。これが第一点のお答えでございます。

それから、第二点でございますけれども、これは最初は中小会社について、中小会社らしい法規制を中小会社区分立法などとするということで、それなりに経営管理機構等についてもかなり規制の緩和をするような案を考えておつたわけでございます。しかるに、そういう問題は全部先送りというふうになつてしまひまして、取締役の役員の数とか取締役会の運営のやり方等々、現行法は大会社を念頭に置いた規制になり過ぎているという点がございまして、そういう点も規制を強化すると同時に、緩和することを考えるということだつたわけでございます。しかし、これは先送りとは申せ、次の改正のときには必ずそういう点も織り込まれることは間違いないというふうな考え

ており、その程度までの審議は既に済んでいる段階でございます。

○飯塚参考人 監査というものと会計調査との違いなど、申しますが、それは、実は法務省の研究会で中間報告をやつていたのでそれでわかつたのですけれども、会計調査人の場合は一応の確

ており、その程度までの審議は既に済んでいる段階でございます。

○飯塚参考人 監査というものと会計調査との違いなど、申しますが、それは、実は法務省の研究会で中間報告をやつていたのでそれでわかつたのですけれども、会計調査人の場合は一応の確

金制度が導入されまふと、株式会社あるいは有限会社という名前を冠する企業の数が当然大分減つてくるわけでありまふ。そうなつてきまふと、外部監査をする人間、公認会計士とか税理士とかのいろいろの数の問題、そしてその対象になつていく企業の数の問題、この適正な規模あるいは適正な人数、この辺がどのくらいなのかといふのは大変問題になつてくるだろうと思ふ。そこで、参考人は公認会計士五万人といふふうなお話を出しているようでありまふけれども、この五万人とする根拠と今回の最低資本金制度導入との絡みといひますか、その辺をちよつと御説明をいただければと思ひます。

○小澤委員長 参考人各位にお願いをいたしたいと思ひます。答弁は簡潔にお願いをいたしたいと思ひます。

○飯塚参考人 監査というものと会計調査との違いなど、申しますが、それは、実は法務省の研究会で中間報告をやつていたのでそれでわかつたのですけれども、会計調査人の場合は一応の確

ており、その程度までの審議は既に済んでいる段階でございます。

らしさがあればいいというので、冗談じゃない、それは監査でも何でもなし、監査というのはやはりがっちり確からしき、真実性を追求しなければいけぬ、そういうことなので、そこに質的な大変な違いがあるということを申し上げなければならぬ。

それから、第二番目の公認会計士が五万人必要だということですが、実は人口比率から見ますと、イギリスは現在大体六千万人おります。そこで公認会計士が十万人。ですから、これを日本と同じような比率に直しますと、イギリスは二十万人の公認会計士がいることになってしまふ、つまり日本は一億二千万ですからね。そうすると、イギリスと同じことになる二十万は欲しいのだけれども、とてもそんなことは無理だ、せめて五万人、こういうことなんで、五万人というのは直観的な合理性を探索した結果申し上げておるだけです。

○篠瀬委員 時間も大変迫つてまいりましたので、宮内参考人、錦織参考人それぞれ要点を一問ずつというところで質問させていただきたいと思ひます。

宮内参考人でございますけれども、社債の発行限度枠の拡大というふうなことで、今回の改正については一応の御評価をいただいたというふうなことでありますが、できれば撤廃をしてほしいというふうなことで、社債を中心とした資金の流入というふうなものを大変期待をされているようですが、諸外国の状況と比較をいたしますとどのようなところなのかという点をちょっとつけ加えて聞かせていただければと思います。

○宮内参考人 お答えいたします。

欧米先進国といえますが、アメリカ、ドイツあるいはフランス、イタリア等におきましては、社債の限度枠というものはございせん。なぜならば、格付機関というものが充実しておりまして、発行しようと思ひましても、例えばジャンクボンド債のような非常に信用力のないものは売ろうと欲したって買ひ手がないわけでございます。した

がいまして、我が国におきましても格付ということは今充実整備されておるわけでございます。それが充実されるならば、借金は幾らでも現在銀行からできるのではないかといいことですが、借金も信用がなければ貸してくれないわけでございますし、社債にいたしましても、格付によつて非常に低いランク、ジャンクボンドのようなのは買ひ手がないわけでございますから、そういうことで、国際的に見ても適債基準とかそういうものを設けているのは日本だけではないかというところで、撤廃していただきたい、早く欧米並みにしていただきたい、そういうことでござい

○篠瀬委員 最後に、錦織参考人に一問御質問させていただきます。

今回の最低資本金制度の導入が中小企業切り捨てになつてはならないというところはまさにお話のとおりでありまして、私も、お隣の韓国と比較して日本の経済がこれほどまでにすばらしい結果を残してきているのは大変広範な、すそ野の広い中小企業が存在があったからであるというふうに評価をしていくわけであり

そこで、税制面での優遇、特段の措置をというふうな、大変遠慮がちな御表現をなさつたようでございますけれども、具体的に特段の優遇措置とは一体どのようなものを御希望なさつていらっしゃるのかということをもつと率直に聞かせていただきたいと思ひます。

○錦織参考人 最低資本金に満たない約百五十万社の既存会社が円滑に最低資本金に達しますよう税制上の特別措置をお願いしたわけでございます。具体的なものとしたしましては、第一点は、資本準備金、留保利益の資本組み入れにかかわる株主に対しますみなし配当課税を非課税としていただきたいということ、第二点は、増資、組織変更にかかわります登録免許税につきまして減免措置を講じていただきたい、この二点でございます。

○篠瀬委員 以上で質問は終了いたしました。

○小澤委員長 小澤克介君。

○小澤(克)委員 委員の小澤でございます。

参考人各位におかれましては、御多忙な中を御足労いただきまして、当委員会に貴重な御意見をいただきました。まことにありがとうございます。まず最初に、鴻参考人にお尋ねしたいわけでございます。

御意見では、最低資本金制度についてむしろ遅きに失したくらいであるというお話でございました。そして、これは債権者保護の観点から導入すべきものである、私にとつてやわやわに聞いてござい

は、最低資本金制度が何ゆえに債権者保護という結果をもたらすのか、そのところを具体的に教えていただきたいと思うわけであり

と申しますのは、確かに商法には資本充実の制度については種々規定がございまして、設立当初あるいは増資の際には資本充実が実現されるような保証といひますか制度が整つて

います。一たん営業を開始いたしますと、これは商売は生き物でございますので損失が出ることも当然ある。資本維持については何条でしたか、俗に言ういわゆるタコ配を禁止する規定のほかには、特に制度的な保証がないわけ

でございます。そういたしますと、配当をしないような会社、欠損会社については、債権者保護には資本金制度がほとんど機能しないのではないかと、しかも、企業の倒産等の場合には、ほとんど欠損して

て、資本を食い込んで、そして最終的に債務超過に至つて倒産する、その際に、債権者が損失をこうむる、こういうのが常態でござい

ます。そういたしますと、最低資本金制度が債権者保護につながるというところがどうも直ちには理解できないわけでございます。そこについての具体的な御説明をしていただければありがたいと思ひます。

また、鴻委員はこの法制審商法部会等につつと御参加のようでございますので、その審議の際に、この最低資本金制度と債権者保護についての実証的な資料を持つての御議論というものがあつたのかどうか、その辺についても教えていただきたいと思ひます。

○鴻参考人 ただいまの小澤さんの御質問は二点ございまして、順次お答えいたします。

最低資本金制度は、有限会社法ではもう現行法であるわけでございますが、株式会社法に新たにその制度を採用するというのが今回の改正法律案の問題でござい

ますけれども、ただいまの御質問は、最低資本金制度がなぜ債権者保護のための法規制ということになるのか具体的に説明してほし

いというお尋ねでございます。

小澤さんも言われましたように、それは資本というものが、商法二百九十条にあります利益配当の要件というもので、資本は、配当に当たつて、計算書類上まずそれは差し引いて残しておく形でなければ配当してはならないという形で働いてくるといふこと、関係があることは、先ほどお話があつたとおりでございます。これが一番大事な点でございます。

それはいかなることを意味するかというと、債権者保護と申しましても、現実には会社が事業に失敗して資本の欠損を生ずるような状態になつたときに、債権者というものが十分な保護を受けないということはお話のとおりでございます。

も、会社保護における債権者の保護というのは、会社をめぐめる関係者と申しましうか、者の間で会社債権者の利益を優先して考える。もつと言え

ば、会社に出資して事業によつて利益を上げようとする投資家、株主よりも債権者を保護するとい

らないという意味の資本充実だけでなしに、先ほどの意見の中でも申し述べた改正法律案に利益準備金の積立基準の改正の点も触れましたが、資本準備金、利益準備金等資本を基準にしてさらにそういう会社債権者の担保になるものを積み増すような、そういうものを考えるときのまた基準になるということにもなるわけでありまして、そういう意味で、最小限度の財産というものは会社設立の際から会社に見合う財産を持つようにすること、これが会社債権者の保護につながるということだというふうに私は理解をしておるわけでございます。

それからもう一点は、商法部会の審議の過程で、今申しました最低資本金制度が債権者保護につながるという問題であるということについての実証的な資料というものが出されて、それに基づいて審議した結果なのかという御質問のように承りましたが、そうでございますか。——具体的に相当な範囲のデータに基づいてその両者の関係をまとめたような資料というものが配付されたという記憶はございません、一般的な形ではそういう問題も議論はいたしましたが、それでよろしゅうございましょうか。

○小澤(克)委員 今のお話ですが、私にはなお腑に落ちないところがございます。

資本金制度は、あるいは利益準備金等の制度も含めて、その一定範囲を取り崩して配当してはならないという、いわば消極的な意味での資本充実の手段は確かに商法上確保されておりますが、それ以外に積極的に資本維持を図ることは、そのような制度はございませんし、また技術的にもそれは、商売は生きておりますので損失をこうむることはあり得ることですから、それを法的に積極的に資本充実を図らせるということは技術的にも不可能であろうかと思うわけでございます。

したがって、先ほど私が疑問としたところのように、配当などを行っていろいろな会社ならばむしろ問題ないわけございまして、あるいは配当しようという志向を持っている会社ならばむしろ

問題ないわけございまして、欠損がどんどん生じていって資本を食い込んでいって、最終的に債務超過に至って倒産に至る、その際に、実際に債権者が損害をこうむるというのはそういう際でございますので、今のお話はどうももう一つ、大先生を前に大変恐縮でございますけれども、腑に落ちない点でございます。

また、大変失礼な物言いかもしれませんが、具体的な資料なしに討議があったということが、この最低資本金を幾らにするかという具体的金額についてや、どういいますか議論が明晰さを欠いていたのではないだろうか。大変失礼ですが、バナナのたき売りのような形で今回の金額に決まったというところがその辺に起因するのではないかなというところもあるのですから、お尋ねをしたわけでございます。どういたしまして。

○飯塚参考人 私のお答えが十分でなかった点もあったかと思ひまして、第一点、第二点ともに重ねてのお尋ねでございます。

第一点の方につきましては、先ほど申し上げましたように最低資本金制度、資本の制度の債権者保護との関係というのは、やはりこれは会社をめぐる関係者の利益の調整の中で債権者の利益の保護を優先するという考え以上のものではないので、会社事業をすればどんなに経営者というものが一生懸命にやり、まじめに正直にやりましても、時に大損失を受けて会社財産というものを全部失ってしまうようなそういうことになる場合、これはいかなる人も避けたいことではないか、そういう場合に、債権者がその会社から債権の回収ができないということになり、債権者ももともとの損害を受けるということになるかもしれません。それは債権者保護にならないじゃないかとわれればそのとおりではございますが、その債権者保護までは会社法の制度ではちよつと解決できないのではないかとこのように私は考えております。それで、債権者保護について、私の説明は消極的な意味ではそうかもしれないが、積極的な意

味での債権者保護にならぬじゃないかという御趣旨かと思ひますが、その点については今のようなお答えをするほかにないのじゃないかというふうに考えております。

それから第二点に、実証的な資料なしの審議という点は問題ではないかということでございますけれども、この点の申し上げ方がちよつと不用意だったのかもしれませんが、私自身、商法部会の委員は東京大学に在官中から二十二年になりましたが、その審議の過程で改めてそういうまとめた資料が出たことがないということでございます。したがって、今回、四十九年からの改正ということになれば、先ほどお答えしたとおりで間違いないかと思うのですが、商法部会といたしましては、最低資本金の問題というのはたしか昭和三十年ぐらいから問題として取り上げられ、私まだそのときには委員としてはもとより、幹事としても参加しておりませんでした、あるいはその時期にそういう関係の資料が配られたことがあつたのかもしれませんが、それで、あるいはそういうことはいわずに当然のこととしてというんでしようか、先ほどちよつと私も申し上げましたように、有限会社法に既にそういう制度があつて、これは本来先に株式会社法にあつた上で有限会社法が制定されるときにそれに倣うというのならわかるけれども、有限会社法が新しく昭和十三年にできたときにもう入つておるといふことは、そういう意味では株式会社と有限会社のような、先ほど私は資本会社とか物的会社といふことを申しましたが、そういう会社にあつては最小限度の会社財産確保のための最低資本金制度は当然である。逐一外国立法例は申し上げませんが、この法律案参考資料の後ろにも、具体的な、ヨーロッパ主要国それから韓国を含めて最低資本金額、株式会社、有限会社どうであるということが挙がつておりますが、外国の立法例でも早くからそういう制度が確立しておるといふその趣旨、理由としては、会社債権者の保護であるということとはもう問題なく承認されて認められていることだというふ

うに私ども理解しておりましたので、ただいま小澤さんが言われたように、そういう資料なしには最低資本金問題を審議できないというふうには私は考えませんでした。それでよろしゅうございましょうか。

○小澤(克)委員 それでは、飯塚参考人にお尋ねいたします。

大変高邁なかつ貴重な、しかも諸外国等の状況について大変御精通で、しかも経験を踏まえた御意見だったと拝聴いたしました。ちよつと時間の制約等もあつてあるいは十分に、若干削つたのではないかとこのようにも思ひまして、ちよつとわかりにくい点がございましたので、差し支えなければ教えていただきたいと思います。

一つは、「問題点の第一」のところ、アメリカの会社法及び会計の原則は完全にヨーロッパと同調しております、このようなお話がありました。この点についてもう少し具体的に、どのようにアメリカもまたヨーロッパと同じであるというふうにおっしゃられるのか、教えていただきたいと思います。

○飯塚参考人 お答え申し上げます。

第四号指令というのが今回の商法改正の背景として大きく存在しておることは御理解いただいておりますと思うのですが、その第四号指令の第五十六条に、会社というものは決算書をつくるに財務諸表に未来予測というものを添付しろ、つまり今後三年、五年のうちに我が社はこうなっていくと云々という未来予測ですね、それを記載しないといふことが初めて、一九七八年の第四号指令に五十六条として乗つてきた。それを見たアメリカは、直ちに今までの会計原則を変えて、そして、今までは実はアメリカの会計原則は、企業というものは未来予測に踏み込んではいけない、未来予測をやつちやいないといふことを言つておつたのでありますが、その第四号指令が出た後は、実は未来予測はやらなければいけないというふうには大転換したわけですね。そうしてさらに、それだけじゃなくて、未来予測をするた

めのテクニクはこうだよ、その未来予測のテクニクまでも実は教示するというふうに変わってしまったということが第一。

それから第二は、例えば第四号指令には、前文を初め六カ所において「真実かつ公正なる見解」の原則というのを出しているわけですが、その原則は、別な言葉で言えば、経済の変化が速過ぎて法律と合わない、ギャップがでちやうたという場合ですね、その場合には経済の変化に合わせて法律の方を無視してもいいという原則、それが実はこの「真実かつ公正の見解」の原則というやつの中身でございすけれども、それを見てアメリカは直ちに、デパーチャー・フロム・ザ・リンシブルズという、つまり会計原則からの離脱、離脱ということ、従来の法に基づく会計から法に基づかない離脱の処置を認めるというふうに変わった。

大きく言うとその二つが非常に顕著な例でございすけれども、実はそればかりではございせんが、大きな点ではその二つが特徴的だと思っております。

終わります。

○小澤(元)委員 続いて飯塚参考人にお尋ねいたします。

そして、今の「問題点の第一」のところでしたので、その末尾のところ、欧州の統合のことを御指摘の上で、日本は制度上大きくおくられてしまふ結果になっているというお話がございしました。これは監査の制度についての御説明だと思ふんですが、このことによつて実際に実害といひますかほどのようなことが想定されますでしょうか。

○飯塚参考人 お答え申し上げます。

実害ということではございすけれども、やつぱり取引の円滑を欠くに至るといふ点が一番大きな実害じゃないかと思ひます。まあ国会の先生は余り直接には感じないでしょうけれども、我々公認会計士はヨーロッパの公認会計士たちからめちやくちやに非難される。おまえの国はどうしてらん

だ。特に国際会計基準というものは、設立するときに九カ国の代表が集まつて、本部をロンドンに置いて、そして国際会計基準というものをつくり出した。ところが、日本はその発起人に入つたにもかかわらず国際会計基準というものを日本としては法的な拘束あるものとしていない、だから全然もうその点は無責任じゃないか、何やつてんだという形で私は今約四、五十名の公認会計士を抱えた監査法人の理事長、会長もやつておりますけれども、彼らが一緒に同じ困難を味わつておる。

そしてさらに、実はそういう会計士による監査は、その監査がしつかりやれていくのかやれていないのかによつて取引が円滑にいくかいかないかということが大きく左右されてくるということにございす。なお、その公認会計士が取引の円滑発展のために活用されているという側面、その側面は国会の先生方はどこまで掌握なさつておるか存じませぬけれども、非常に大きな影響がございす。

終わります。

○小澤(元)委員 さらに飯塚参考人にお尋ねいたします。

そこで、同じく日本と同様に税理士制度を持つていた西ドイツにおいて、簡略試験制度でつか、こういつたものを採用し、大規模化したという表現がございしました。この大規模化というのは内容はどういう事柄なのか、またそれはどのような根拠と申し上げますか理由によつて行われたのか、その辺についていまい少し詳しく御説明願ひえませんか。

○飯塚参考人 お答え申し上げます。

実は今回の会計指令法という法律、この法律で二十二カ条、公認会計士法を直してドイツでは大規模化したのでありますけれども、この法律ができる前に、実はドイツの公認会計士法の第九条を見ますと、フェルキユルツ・ブリューニング、つまり簡略試験という制度はあつたのであります。あつたのですけれども、やや狭くしまして、

つまり入り口を狭くして、ちよつと難しい条件をかぶせておつたのであります。今度は一挙に、開業五年以上の者は監査論と会社法だけでいいんだ、十年以上の者は監査論をやめて会社法だけでいいんだ、十五年以上の者はもう口頭試験だけでいいんだというふうになつたわけでありす。

しからば、その理論的根拠は何であるかといひますと、これは日本も同じなんでありすけれども、税理士も会計士もともに会計学の理解と実践というものはやらねば業務が成り立たないので、どうしても我々は会計学の理解と実践はやつておるわけなんです。特にドイツの場合は、法制上シュタイエル・ブリューニング、つまり税務監査という言葉が一般化しております。監査には親しんでおるといふ傾向がある。だからなおさらのこと、これは大量に税理士を公認会計士にしていんだという議論が出てきましてうわけなんです。

日本の場合にはどうかという、従来は税務監査、特に巡回監査、毎月必ず開業先へ行つてその会計資料の合法性、正当性を是認して行く、批判して行く、そういう一種の大切な監査行為というものは日本でも実は同じようにやつてきているので、全く共通基盤を持つておるというふうに行われるわけでありす。ドイツではそれが大々的に行われるようになりまして、一九八五年以後一挙に公認会計士がふえてきたという状況でございす。

終わります。

○小澤(元)委員 続いて飯塚参考人にお尋ねいたします。

いのですが、ドイツでは今御説明のあつたような制度によつて税理士が公認会計士になる道を開いた、大変興味があるわけではございすが、その結果、先ほどのお話ですと、ドイツでのごいす、公認会計士約六千名、こういうことでございす。日本でも約九千名いるわけではございす。先ほどのお話にありましたとおり、株式会社の数で絶対的な乖離がございすので六千名で十分ということなのかなと思ひます。率直に申し上げて、そういう道を開いて簡略試験制度を大規模

に行つた割にはそれほど公認会計士はふえていないという印象を受けるわけではございすが、これは何か原因があるのでしょうか。素朴な疑問でございすが、よろしく願ひいたします。

○飯塚参考人 お答え申し上げます。

実は先生のおっしゃつておるとおりでありまして、ドイツにあつてはなせもつと公認会計士はふえてくれないのかということ、この法律改正当時のドイツの公認会計士協会の会長であつたドクター・シュレーンという方がおりました、これが私のことを旅先まで追つてきまして、それが一緒に夕食して、どうしてなんだらうと彼自身もよくわからないで言つたことがあるのです。だから、一つの悩みだということはあると思ひます。

しかし、今先生がおっしゃつたように西ドイツでは六千名だといふけれども、それは西ドイツの人口は六千万ですから、それで六千名です。だから、日本に引き直せば、日本の場合には一万二千人ぐらいたつておかしくないといふふうになると思ふですね。そういう点で、人口比の上から見ればドイツは決してそう少なくないのだといふふうに行えると思ふのです。

なお、実態論的に申しますと、ドイツの会社法、商法に一つの大きな原因があると思ふのです。今度改正されたドイツ商法の三百九十九条第二項第五号という条文があります。それによつて、いわゆる帳簿作成あるいは監査をやつていた者は、通常帳簿作成に協力した者、通常帳簿作成に協力した者、その者は監査してはいけぬのだという規定があるのです。だから、その規定で阻害されてしまつて入つていけないといふふうになるのです。実はその後、ドイツの税理士会の会長が日本へ来まして私と公開討論をやつたのであります。そのときに、ちよつとあなた間違つてないかと言つたのは、ドイツはなるほどそうなつておる、しかし条文をよく見てくれ、何と書いてあるか。それはこういう文句が

入っているのです。第五号に、ユーバーディブリューフングステイティヒカイトヒナウス、つまり監査行為を越えて関与しているという場合、その場合はその会社に対していわゆる商法上の監査をやつてはいけないうと書いてある。つまり、監査行為という普通の行為を越えてやっていた場合には監査してはいけないうと書いてある。これは裏と表の表現がありますけれども、アメリカの商法、アメリカの会計原則と全く同じでございまして、なぜそのところを君はいいかげんにするんだと言つて私は突つ込んだのですが、そのユーバーディブリューフングステイティヒカイトヒナウス、つまり通常の監査行為を越えてやつた場合、その場合にはだめだと言つていたのであつて、それ以上のものじゃないので、ひとつそういう阻害要因があるのだということを御認識いただきたいと思います。

○小澤(克)委員 続いて飯塚参考人にもう一つ、二つお尋ねしたいのですが、今お話ありましたところ、例えば日本でも税理士さんがある会社の代理人として税務署との関係でいろいろ申告書等をつくる、そういった立場と、それから第三者として監査といひますか調査といひますか、いずれにしても客観的に会計の調査に当たるといふことがどのような関係に立つのかというの、どうもちよつと私にももう一つ、一度しみじみ考えてみなければいかぬと思うわけでございします。

それはともかくとして、御質問でございします、日本においては公認会計士が圧倒的に少ないというお話がございました。これは会社の数との相関的な関係だろつと思ひますが、日本ではどの程度いけばいい、これは後の方でちよつと五万人という数字がございしますけれども、これはどういふところからいひますか、諸外国との比較等かと思ひますが、どういふところからこのような御認識をお持ちなのでしょう。

○飯塚参考人 お答え申し上げます。例えばアメリカの場合は、実務についている公

認会計士は二十五万人と言われますね。日本はずか九千人です。しかし、よくアメリカを見てみると、例えば政府機関とか政党とかあるいは個人の政治家の資金の出納とかあるいは個人の政治家の資金の出納というふうなものまで公認会計士の監査にさらされておる。日本はやつていない。政治家の先生方は国民の代表でございしますから、願わくば先生方の政治資金の出納等も公認会計士と五年以上の経験ある税理士による監査を受ける必要があるのではないかと思ふのです。それには日本の現在の政治資金規正法の第十四条をちよつと改正していただかねばならぬと私も思つております。

いづれにせよ、実はアメリカは二十五万人でございしますが、イギリスは先ほど申し上げたように十万人。しかし人口比で申すならば、イギリスは人口は六千万しかありませんから、これを二億二千万と見れば公認会計士の数は大体二十万人ということになる。日本はずか九千人でございしますから、イギリスの二十分の一以下であるということになります。

なお、ドイツの場合は二百九十社ぐらゐいしか株式会社がないのですから非常に少ないのです。有限会社を加へたつて三十四万ぐらゐいしかないので、それから、日本とは全然条件が違う。しかし同時に、ドイツの場合は、公認会計士会社、ヴィルトシャフツブリュフアーゲゼルシャフトというのがございまして、それが約一千社ある。だから、それで十分社会の需要を補つてゐる。ところが、日本の場合はどうだといふと、余りにも少ない。公認会計士が少なければ、弁護士も少ない。弁護士も少な過ぎる。何しろ全部で一万四千弱でございしますから。アメリカの場合は六十万人おります。しかし、アメリカの場合はちよつと多過ぎると思ひます。私が懸念にしているアメリカの若い弁護士は、命がけで勉強してやつと弁護士の資格を取つただけだけれども、資格を取つてみたら仕事がないんだと言つていました。つまり、そういうふうな仕事がないという状況にまで追い込まれてゐる。そこまですつてしまつてはちよつとひど過ぎるんじゃないかな。だから、アメリカの弁護士

の六十万というのは多過ぎるんじゃないかと思ひますが、日本の場合、一万四千といふのはひど過ぎないか。せめて弁護士先生も五万か十万いたつていいんじゃないかと私も思つております。五万とか十万とかといふのはあくまでもインテレクトゥエール・アンシャウングといひます。英知の直観で申し上げてゐるだけであつて、実証的な数字を申し上げてゐるわけではないのでございします。

○小澤(克)委員 大変率直な御意見だと思ひます。

飯塚参考人に最後にお尋ねしたいのです。これは最初に鴻参考人にお尋ねしたことと多少重複して恐縮なものでございしますが、飯塚参考人は、企業監査の大切さといひますかその充実について大変力説されていらつしやるわけでございします。今回の商法改正では、調査を含めてですけれども、企業監査の制度とその結果の計算の公開制度について見送りまして、債権者保護という観点からは最低資本金制度のみ残したわけでございします。もちろんほかのところはいろいろありましたが、それは除きまして、先ほど申し上げたとおり、企業の会計が適正で、しかもそれがガラス張りになつてゐることこそが債権者の保護に直接につながるものでありまして、それらを省いて、ただ最低資本金制度のみ導入しても、果たして債権者保護という結果をもたらすものか、そういう機能があるのかどうか、依然として私は大変疑問に思つてゐるわけでございしますが、この点について先生の御意見を最後に伺つていただきたいと思います。

○飯塚参考人 お答え申し上げます。最低資本金の額といふのと債権者保護といふのを観念的に結びつけたらうでございしますけれども、実は今回の商法改正の背景としてのECの第四号指令、その第四号指令の法的根拠であるところのローマ条約の第五十四条の第三項(四)号といふのがございしますが、それによりまして債権者保

護とは言つてない。先ほど鴻先生も債権者保護とおつしやつていたけれども、ローマ条約の第五十四条第三項(四)号には債権者保護という用語が書いてない。何と書いてあるかといひますと、デアゲゼルシャフターゾヴィードリツターと書いてある。つまり、会社の社員及び第三者の保護、こうなつてゐる。第三者の保護なんであつて、したがつて債権者保護といふふうには狭義に解すべきではない。少なくとも第四号指令の背景にあるローマ条約はそうなつてゐる。同時に、第四号指令も債権者保護と書いてない。そうではなくて第三者保護と書いてある。

御承知のように、ECの条約の解釈に関してはドイツ語とフランス語とイタリア語が正文であると書いてある。それで、私も仕方なしにドイツ語を調べてみたのですけれども、ドイツ語はドリツター、第三者と書いてあるだけであつて、債権者とは言つてゐない。その点がちよつとどうかと思ひます。

なお、最低資本金を設けたといふことは日本の実情に合つた処置であると思つております。と申しますのは、先ごろ私的会談のときに先生がちよつと私にお漏らしになつたかと思ひますけれども、日本の場合は税法上の考慮のため何かに存じませんけれども、要するに小規模の会社の乱設があり過ぎる。私は冷静に日本の商法学者の著作を調べてみたのでありますけれども、一様にそれを嘆いていらつしやる。だから、なぜそれを法務省に訴えないのか、そういう小規模の、余りにも零細な会社の乱設を許すのか。これが世界で飛び抜けて会社が多くてきつた理由だ。何しろ日本の株式会社、有限会社はヨーロッパ全体の株式会社、有限会社の数より多いのですから。こんなことはべらぼうですよ、そう私は思つております。

○小澤(克)委員 それでは、宮内参考人にお尋ねいたします。宮内参考人は主として大企業の立場からの御意見だつたかと拝聴いたしました。今回の商法改

正の中で、小規模、閉鎖的な会社にも適合する法制度の整備という観点から一人社員の会社設立を可能としたという説明となっているわけですが、私が考えるところでは、これは必ずしも小規模、閉鎖的な会社のみではなくて、大きな会社が一〇〇%の子会社をどんどんつくっていくというように今実態として行われておりますが、そういった場合に便利な改正になるのではないだろうかと思うわけでございます。この点について私と同じような御認識があるかどうかをお尋ねいたします。

○宮内参考人 お答えいたします。

全く同感でございます。小会社ばかりではございません。

○小澤(克)委員 続いて宮内参考人にお尋ねいたします。

利益準備金あるいは配当可能利益の資本組み入れについてみなし配当課税がなされないようにしていただきたいという趣旨の御意見でございます。これは要するに所得税法第二十五条二項のことでありと思いますが、一般的にこのみなし配当の制度を廃止してほしいという趣旨なのか、あるいは今回の最低資本導入に伴ってその法定の資本まで増資するに際しての特例措置としてそういうことをしてほしいという御意見なのか、そのところをまずちょっと教えていただきたいと思っております。

○宮内参考人 お答えいたします。

この問題は、もともと株式配当というものはもちろん株主がいただくわけですから、源泉徴収二〇%お支払いすることはこれは当然でございますけれども、端的に見まして、利益剰余金から資本金への組み入れというのは、経理的に見ますならば科目のつけかえにすぎないわけでございます。ところが、その科目のつけかえに對しまして二〇%の所得税を払う。果たしてこれが論理的に妥当なものであるかどうかという一つの疑問がございます。

と同時に、現在その法律が施行されているわけ

でございますが、今回最低資本金制度というものができまして、五百万から一千万にするときに、単に資本準備金、利益準備金からつけかえと、そうでなくとも厳しい環境にある小会社がさらにそういった負担が多くなるということ、まずとりあえずは、今回の商法改正にある最低資本金会社はぜひ認めていただきたい。さらに、広くは理屈が合わない、もちろん税法的に何らかの、何らかのいってしまっても立派な根拠もあるかと思えますけれども、我々が見た限りにおいては必ずしも妥当ではないんじゃないか、こういうふうな考えまして、将来は全部そういうものではなくしていただきたい、こういうことでございます。

○小澤(克)委員 今回の商法改正で、実は株式配当ということ、そういう概念をなくしてしまいたい。これを株式分割ということに統一した。これまた、余り議論になっておりませんけれども、実際には大変大きな改正点ではなからうかと思うわけでございます。株式分割であればこれがどうして課税されるのか。恐らく分割そのものは課税とは無関係な事柄だろうと思えます。その意味で、株式配当ということがなくなったことと関連して、所得税法第二十五条二項との関連というのは今後大きな問題になるのではないだろうかというふうな御意見でございます。

きょうはその程度にとどめていただいて、次に、錦織参考人にお尋ねをいたします。中小企業のお立場からの大変貴重な御意見を拝聴させていただきまして、そこで、特に倒産というものが資本の大小とは余り関係がないというお話等、私も大変そのとおりだろうなというふうに実は思ったわけでございます。

そこで、最低資本金制度について、やむを得ないという認識であるというふうにおっしゃいます。後の方では妥当であるというふうにもおっしゃいました。確かに負担ではありますけれども、他方経営体質の強化につながる、こういう評価であります。他方で、ややもすれば零細会社に対して切り捨てであるいは組織変更を強要する、

そういう思考が見え隠れしているという大変警戒感も述べておられたというふうな御意見でございます。

そこで、もっと率直にこの最低資本金制度について本当のところどうなのかということ、重複になって恐縮ですが教えていただきたいと思っております。

それから、既に先ほどの委員からの質問にありましたが、税制上の特別措置を要請するというお話でございましたが、この点についても具体的な数字等もし、例えば登録免許税等についてそういった御意見等ありましたら、教えていただきたいと思うわけであります。

(委員長退席、達沢委員長代理着席)

○錦織参考人 お答えを申し上げます。

倒産と資本の大小と直接関係がないということ、申し上げたわけでございますが、例えば手前どもの調査では、国税庁の昭和六十二年の税務統計調査から、それと倒産企業数の比率を見ましますと、資本金百万円から一千万円未満では企業数が百四十万三千社ほどあるわけでございますが、倒産企業数としてはその規模の倒産というのは六千三百三十六社でございます。〇・四三%になります。資本金一億円以上では四千八百六十一社でございますので、倒産率が四五%でございます。〇・九三%になりますので、絶対数はともかくといたしまして、比率から見ればむしろ中小会社、小会社というのはそれなりに健闘しているのではないかと。それと直ちに最低資本金と直に結びつけることについてはいかがなものかということをおし上げておられるわけでございます。

もちろん、我々もこの株式会社あるいは有限会社には有限責任を認めようとする以上、これらの会社のある程度の責任財産が当初からあるべきである、こういうことについては一応肯定はいたしているわけでございます。それでは幾らが妥当なのかということにつきましては、必ずしも明確な数字が示されているわけではございません。

我々といましては、当初の法務省の案でございます。二千万、五百万、それを参考にいたしまして、一千万、三百万程度なら何とか中小企業の理解が得られるのではなからうかということで我々の基本的な考え方をまとめたわけでございます。これでも、百五十万社にわたります小会社があるわけでございますので、これらの資本充実については多分大変な苦勞が要するのであると拝察しております。しかし、これも国際的な流れの中で金額を決める必要がある、こういうことでございますので、やむを得ないものであると認識をしております。

先ほどの税の問題でございますが、格別手前どもでもその資料等を用意しているわけではございません。利益準備金と留保利益の資本組み入れについて二〇%の源泉がかかるわけでございます。先ほどの参考人の御意見にもございましたように、これは非課税にするのがむしろ筋論としては正しいのではないかと考えております。

なお、増資等にかかります登録免許税につきましては、増加資本金額の千分の七、しかし最低が三万円というところでございます。金額的には大変少ないように思うわけでございますが、これらにつきましてもぜひ減免措置を講じていただきたい、かように考えておられるわけでございます。

(達沢委員長代理退席、委員長着席)

○小澤(克)委員 終わります。ありがとうございます。

○小澤委員長 御苦労さまでした。

中村(巖)君。

○中村(巖)委員 公明党の中村巖でございます。参考人の皆さん方はお忙しい中を御出席を賜りまして貴重な御意見を賜りまして、大変感謝をいたしております。

まず最初に、鴻参考人に順次お伺いをしてまいりたいと思っております。

先生は、今回の多岐にわたる商法改正について、これはおおむね必要な改正であって、またそ

の改正内容について賛意を表される、こういうことでお話をなさいましたけれども、最後の方で、必ずしも全部について賛成をしているわけではない、こういうことをおっしゃられたわけでございます。そこで、端的にお伺いをいたしますけれども、やはり今回の改正のいろいろな条項の中で、先生としては問題があるというふうにお考えになっておられる部分がございましたら、おっしゃっていただきたいと思ひます。

○鴻参考人 中村さんが今言われましたように、私は先ほどの意見陳述の中で、今度の改正案の全部について必ずしも賛成でないというのを申しました。そのとおりでございますが、極めて細かい点にわたるようなことでございますので、むしろ、これまでお話ししたようなことに関連して、私がかんがへたような感じを持っております点をおし上げた方がいいのではないかと。よろしうございませうか。

というのは、確かに小規模会社に適する会社制度というところで、この案は株式会社と有限会社について、最低資本金などは変えてはおりませんが、その後、例えば経過措置なんかを見ましても、猶予期間を与え、組織変更のやり方も現行法よりは緩和するというようなことはありますが、最終、みなし解散ということ、たしかこの改正案では猶予期間五年、さらに三年ということになっておりますが、これは株式会社もみなし解散、有限会社もみなし解散というふうになつていますが、果たして現行の有限会社のようなこの規制の中で有限会社についてまでみなし解散というようなことまでいくのがいいのだろうか、有限会社について、株式会社法の規制に、これは小規模株式会社ですが、それに右へ倣えしている形でまとめられているという点がございしますが、私は、有限会社については中小規模の株式会社よりはいろいろな点で法の規制を緩和してもいいのではないかとこの案を考へております。そんな点からいいますと、有限会社法制の全面的見直しということは先送りをいたしましたの

で、この際は株式会社の法規制にそらえるという面が表に出てきているわけでございますが、そのあたりにもちよつと物足りなさを感じているという点が主でございます。

さしあたり、よろしうございませうか。

○中村(憲)委員 引き続き鴻参考人にお伺いをいたしますけれども、三月十四日の法制審の法律案要綱の中におきましては、三千万以上の資本金の会社について貸借対照表を登記所に公示をする、こういうことがございました。ところが、今回国会に提出をされました法案の中にはこの点がなくなつてきたわけでございます。それについては、中小企業団体等々のいろいろな御意見もございまして、各省庁間の調整ということもあつてそういうことになったのだということでありまして、この貸借対照表の公開の必要性について法制審議会ではどういふ御議論になつておつたのか、その辺のことをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○鴻参考人 法制審議会と申ししても、私が委員として加わつておりますのは商法部会でございますから、その範囲のことしか存じておりませんが、中村さんの御質問の答えとしては、委員の大部分と言つていいかと思ひますが、あるいは大勢と言つてもいいかもしれません、これは商法部会の要綱案、法制審議会の総会との関係ではそのまた案ということになるわけでございますが、それにまたまつたごとく、計算書類の商業登記所における公開は会社債権者保護のためにぜひとも必要であるという意見だつたかと思ひます。しかし、その適用範囲をどうするかということについて、法制審議会の決定いたしました要綱案は、今中村さんからは三千万円の会社についてというところを言つておりましたが、さらに、公告制度との関係でまたちよつと規制の仕方が違つております。それから、三千万円以下の会社につきましても、計算書類の登記所における公開はございせんが、それではどういふ開示、ディスクロージャーを行うのかということになりますと、現行

法の日刊新聞紙への公告に戻るといふような形になつておりました。そういう意味で適用を受ける会社についての適用の仕方に関しては問題はないかという意見もございました。さらに、三千万円という金額を明確な境としてではないけれども、中小会社について計算書類を登記所に公開させるといふことは、中小会社の反対ばかりでなしに、客観的に考えても、そういう登記所に公開された計算書類を簡単に見るといふことではどうか、そういうことによる弊害も考えられるのではないかと等々、商法部会の中でも、数が非常に多かったというわけがございせんが、反対意見もございました。

そういう意味からは、この改正法律案に計算書類の商業登記所への公開の規定、一連の規定が落ちたということについては、その最低資本金の金額が引き下げられたこととあわせて、内心不満に思つていらっしゃる商法部会の委員は多いかと思ひますけれども、必ずしも全部ではないかと思ひます。この計算書類の商業登記所における公開の制度はさらに練り直さる必要があるのではないかとこの意見もあるのではないかとこの案に私は理解をしております。

○中村(憲)委員 いわゆるディスクロージャーという問題は長年の懸案でございますから、これは何らかの形で実現をされなければおかしいのではないかと。ただ、法制審議会の要綱のようなやり方でいいのかどうかということとはそれはあるかもしれせんけれども、それは今後ともやはり商法部会の中で種々議論をしていただいて実現をさせなければいけないのだから、こういうふうに通つておるところでございします。

それはさておきまして、さらにまた試案の段階ではいろいろな制度というものがあつたわけでありまして、要綱の段階になつてそれが落とされてしまつたというものが多々あるわけで、その中の一つには、いわゆる会計調査人制度というやうなものがあるわけでありまして、これについていろいろな議論があることは承知をしておりますけれども、どうしてこれが要綱の段階で落ちて

しまふことになつたのかということ、さらにまた、別の制度として取締役あるいは支配株主の責任強化とか、責任を新たに創設するとか、そういう問題とか、そういうものが試案の段階にあつたわけでありまして、これまたやはり要綱の段階では全くなつてしまつたということ、これらについてどういふ議論のもとにこういうものが要綱にはあらわれなかつたのか。その辺の経緯についてお話をいただきたいと思ひます。

○鴻参考人 御指摘のように、改正試案にあらが改正要綱に盛り込まれなかつたもののがかなりあり、そして、そのうちの重要なものの幾つかを今御指摘になつた、そのとおりでございます。私の承知している範囲では、例えば会計専門家による調査の点につきましては、これは相当に時間をかけて審議をしたことは確かでございます。そして、御高承かと思ひますけれども、そのための専門の調査会社という名称でしか相談会という名称でしか、会計専門家を中心に、商法学者も加わり、商法部会内の方のエキスパートをそろえてこの問題を、時間としては十二分にかけたのではないかと思ひますが、しかし、商法部会への報告は結局そこでは意見がまとまらないというところをございまして、それでまとまらない意見を商法部会自身もまとめることができなかったというところが、試案にありながら要綱には入っていない理由かと思ひます。

もう一つ、取締役や支配株主、支配株主の責任の点、これも重要な問題で、会社債権者保護の一つの、これは最低資本金制度だけでは足りないのじゃないかという点は確かにあるわけでございます。その点を補う一つの問題だつたわけでございます。最低資本金の方が改正法律案で一千万円となつておりますが、やはり二千万円は必要なんだという立場からすると、最低資本金制度は一千万円でも、いざというときにはせめて二千万円までについて取締役や支配株主は責任を持つべきではないか。当初の案ですと、それがさらにもつ

と金額が上がつて、最低資本金は二千万円だが五千万円まではというのが改正法案だと思えます。しかしこれも、今度の改正法案というものは、改正法案当時から比べますと、当初いたした大小会社の区分というものの全般が、何といまますかその区分というものの仕分けがつかない段階でまとめ得るものと緊急改正が望まれているものを一本化したので、取締役、支配株主の責任については、これまで大小会社の区分として、具体的には先ほどまとめて、ちよつとこんな項目というように問題について引き続き審議するということを申しましたが、そういうものの中でこういう問題も取り上げられていくのではないかと、ちよつと私には考えております。

○中村(應)委員 さらに鴻先生にお伺いをするわけですが、先ほどちよつと質問の中に出ておりましたけれども、いわゆる小規模で閉鎖的な会社の問題というのはいろいろあるわけでありますが、その中で、現実の管理運営とかそういうものが、たまたまに行われている、これを何とかしなければならぬのじゃないか。具体的に申し上げれば、例えば株主総会というものを実際に開きもしないのに紙の上だけでつくっているというやうなことで、裁判でもやられれば株主総会そのものが存在しないか、こういうことになつてきてしまう、そういう争いというものが多々ある、こういうことが問題だと思ふわけですね。そういうやうなことが問題だと思ふわけですね。その問題について先送りになつたというやうなことでありますけれども、その中である程度の論議はなされていくということでありましたが、どういふことなのか。ちよつと明らかにしていただきたいと思ひます。

○鴻参考人 私、前の御質問の中でその点に答えたいときの答え方が十分でないためにまた御質問をいただいたということで、反省いたしております。

大小会社区分立法の中で、中小会社には中小会社らしい法規制をいうことになれば、規制を強化する面も大事だが緩和すべきものは緩和しなければならぬということ、その中心をなしたのが会社運営機構。この改正法案では、設立手続については割に規制の緩和という、簡素化ということが行われておりますけれども、それ以上にむしろ運営機構の面で合理化というものが必要なのではないかということで、先ほどちよつと取締役の数の減少とか役員会というやうなことを申し上げましたが、今御指摘の株主総会の関係、総会招集手続を簡略化するか書面決議を認めるのか、書面による議決権の行使を認めるかどうかといったやうな点。この最後の点を除いては、ほとんどそういう運営の簡素化は現行の有限会社法には規定がございますんですね。しかし、それが実質小規模閉鎖会社的なものでありながら株式会社になる、いわば大会社を頭に置いてできている法の適用を受けるということ、今御指摘のやうな問題も出てくるということでございます。

しかし、こういう点は商法部会の中でも改正法案以来相当審議をいたしまして、ほぼ結論は出ておたように私は考えておるわけでございます。ただ、会社の運営機構の問題は、そういう意味で中小会社や有限会社に関する限りであればあるいは案をまとめられなくはなかつたのかもしれないが、やはり大会社についてはそういう問題があり、会社の規模を問わず全部について会社の運営機構についての改正要綱をまとめるということ、まで審議を詰めることができなかったというのがある、こういう問題について改正法案に盛り込まれなかつた理由なのではないかと、ちよつと理解しております。

○中村(應)委員 それでは、鴻参考人はこの程度にさせていただきます。次に、宮内参考人にお伺いをいたしたいと思います。

宮内参考人のお話では、株式会社の資金調達のために、いわば社債というやうな調達手段、あるいは議決権のない株式、無議決権株式というやうな手段による資金の調達、こういうものが非常に必要であるということでございますけれども、株式会社というのは新株発行によつて資金の調達を圓するというのが本来的なはずではないのか。それが近年、社債市場を初めとしてその種の資金調達手段というものが大変に盛んになってきた。漠然として申しわけありませんけれども、そういうことの経済的基礎というか、経済実態上からの理由というものはどういふことなんでしょうか、ちよつとお伺いしたいと思います。

○宮内参考人 御承知のとおり、企業というものはゴーイングコンサーン、現状じゃなくて将来にどう伸びていくかということが常に経営者としては考えなければいけない最大の条件だと思ひます。

翻つて、日本の企業の実態を見ますと、例えは電機業界を例にとりましても、日立製作所というものは連結決算で三五五程度の自己資本比率である。ところが、同じやうなコンビユーターメーカーのIBMは六〇％である。たまたま最近、ゼネラル・エレクトリックという会社はフィナンスカンパニーとかそういうものを合併しましたためにちよつと下がりましたけれども、昔のペースで見ますと、大体五〇％。同じ電機メーカーでもIBMは六〇％、GEは五〇％、日立は三四、五五程度だ。それからまた、海外の企業と日本の企業との借入金比率というのを見ますと、大体日本は借金依存型の経営でございます。平均すると資金調達額の大体三〇％程度借金を持つてゐる。ところが、イギリスにしてもドイツにしてもアメリカにしても、大体平均いたしますと一〇％程度でございます。そういう意味で、日本の企業というものはどちらかというように借金体質の経営である。

しかも、今先生のおっしゃつたやうに、どんな増資をして資金調達して、CBとか公募とかじゃなくて普通の額面発行でもやつて、どんどんやつたらいいんじゃないかということになるわけでございますが、やはり企業が生き延びていくために、もちろん我々のようなメーカーでありまして研究開発、新製品開発、技術開発というものが最大の課題ではございますけれども、だんだん世界の経済の規模が大きくなる、また、御注文いただくプラントそのものもだんだん大型化するということになってまいりますと、財務体質というものがやはり世界市場において競争する場合の大きな条件になってくるわけでございます。

そういう意味で、昨年は資金調達を資本市場から幾らしたんだといふと、二十八兆円もしておる。一昨年は十九兆五千億程度。膨大な伸びをしてゐるわけですが、これもまたまた公定歩合というものを翻つてみますと、昭和六十二年二月から平成元年五月まで二十七月間、日本の公定歩合というものは世界最低の二・五％というものが二十七月も続いた。果たしていつまでもそういうものが続くかどうかということもございしますから、当然企業といたしましては、いかに金利の安いときに効率的なお金を調達しておくか、これは当座の問題ではなくて、将来に向かってそういう財務体質を強化するということが、これは企業にとって技術開発同様にもた大きな問題だと思つております。

そういう意味で、資金調達の枠を広げる、あるいは製品そのものを広げて優先株のやうなものもだんだん発行させるやうな市場をつくらなければならぬ、それが我々の願ひでございます。ただ金を集めて運用するとか、そういうことではございせんというところでございします。

○中村(應)委員 最後に、錦織参考人にお伺いをいたします。

全国中小企業団体中央会として、今回の商法改正に当たつて、最低資本金の問題、さらに貸借対照表の公開の問題、会計調査の問題、さらにはまた取締役であるいは支配株主の責任強化の問題について反対である。最低資本金の制度は今回の金額であるならばやむを得ない、こういう御意見もございしたけれども、当初の段階では、その四点についていろいろ反対をされておつたということ

でございませう。今の中小企業の実態からすれば非常によくわかることであるけれども、これは将来とも断固反対なんだ、先行き何年たつても反対なんだということではなかなうまいかぬのではないかとこのように思いますので、当面今反対をするけれども、将来それがだんだんコンセンサスを得られるような時期にあれば反対はしないんだということなのか、あくまで反対なんだということなのか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○錦織参考人 今回は、こういうような形でいろいろ我々も議論を重ねた結果、反対の態度をとつたわけでございませうが、将来の展望ということになつてまいりますれば、この間の日米経済構造協議ではございませうけれども、やはり国際的な意味合いがだんだんと日本の中にも広がつてまいりますれば、国際性というものが一段と日本の中にも浸透してくるというふうに思ひます。かかる意味合いにおいては、だんだん中小企業の理解もそれなりに得られてくるというふうに思ひます。

ただ、この法案の審議の中、法制審議会等の審議の中でも、また法案自体でも、当然これは中小企業をねらい撃ちした形で、中小企業の取締役だけが責任を負うというところが見えるところがございますので、そういう点について、我々としては将来も多分反対をせざるを得ないだろうというふうに思ひます。

○中村(慶)委員 先生方、どうもありがとうございます。

終ります。

○小澤委員長 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。持ち時間が少ないので、端的にお伺いをいたします。

最初に、錦織参考人に伺ひます。

国税庁が出している「税務統計から見た法人企業の実態」によりまして、相変わらず日本では法人がふえておる。この十年間、昭和五十三年から

六十三年までの数字を見ますと、全体で五十万二千三百三十八社ふえている、一三七％の増加であります。そのうち一千万以下の法人が三十一万九千六百九十七社ふえている、六三・六％。また、五百万以下の資本金の法人が十三万八千七百十六社、二七・六％を占めているという統計であります。これは法務省の統計とは違ひますから、現実に生きて動いている法人がこれだけふえ続けているということだと思ひわけでありませう。

先ほど、参考人が中小法人がふえるのを乱説と見るか活性化と見るかは見方の違いであつて、必ずしも乱説とは見ないというのはいふことにそのとおりであつて、私もそのとおりだと思ひわけでありませうが、なぜこんなに日本で中小零細法人、資本金の小さな法人がふえるのかについて、近代化とか雇用の確保とか取引上の信用とか、いろいろあるかと思ひますが、その一つに税法上の措置といふことを先ほどお話しされました。その点についてちよつと詳しく、税法上の理由で中小零細法人が法人成りしていくところを説明していただきたいと思ひます。

○錦織参考人 税法上の理由で中小会社がふえる理由については、これはまたいろいろ多面的な御議論が多分あるだろうというふうに存じておりますが、私はその方の専門家でございませうので、ちよつとお答えは差し控えていただきます。

しかし、基本的にはやはり、必然的にこういうふうには会社法人がふえるといふことは、個人営業よりも会社経営の方が税法上何かと有利であらうといふことからふえてくる結果がこの数字になつてあらわれているのではないかとこのように考へるわけでございませう。しかし、このこと自身は、商法の問題ではなくてむしろ税法の問題に起因するのではないかとこのように考へております。

○木島委員 飯塚参考人、よろしいですか。

端的に結構なんです、ドイツ、フランスで個人事業者が非常に多くて法人が少ない一つの理由

に、ドイツ、フランスの所得税制の中に、ドイツでは二分二乗方式、フランスではN分N乗方式といふものがあると聞いています。ドイツでは、所得を二で割つて、そして出てきた数字に対して税率を掛けて、その二倍を納税すればいい。フランスでは、受け取った利益をN、五人なら五分の一にして、出てきた数字に対して五倍して、それを納税すればいい。異進構造をとつておりますから、ドイツ、フランスの所得税制は非常に企業家に有利になつてゐる。ですから、法人になる必要性はその面からはないといふことを何かで読んだことがあるのですが、そういう制度があることは事実でしょうか。簡潔にお答え願ひたい。

○飯塚参考人 そのとおりだと思ひます。

○木島委員 そうしますと、重ねて錦織参考人にお伺ひするのですが、日本では、所得税制で、中小企業家、法人でない事業者の皆さんは、自家労働を何としても認めるといふ要求を再三しておるのですが、いまだに認められていない。そのため、一定の規模になると銀行やその他から法人成りを勧められるといふことが指摘されてゐるのですが、そういう実態はあるのでしょうか。

○錦織参考人 確かに、会社経営の方が、個人経営よりも取引を行う場合に比較的大口の取引が可能である、社会的信用を高めるといふ意味においては会社の方が有利であるといふふうに思ひます。

○木島委員 続いて、鴻参考人にお伺ひをいたします。

先ほど、最低資本金の導入の柱が債権者保護である、これこそ物的有限責任をとる株式会社、有限会社、の基本的な柱であると述べられました。その説明の中で、商法上、債権者保護の意味、資本充実・維持の原則の意味は、株主の利益を会社債権者の利益の上に置いてはならぬのだ、そういう意味であるといふようにおっしゃられたわけでありませう。これは俗な言葉で言へば、利益が上がつたときのその利益を株主がみずから懐に入れて債権者の利益を損なつてはならぬといふ意味で、利

益準備金を法律の枠に達するまで積み込ませるといふことだろうと思ひわけでありませう。

ところが、先ほど鴻参考人がおっしゃられたのですが、欠損が出た場合には、商法上の規定では債権者保護の原則といふものは何ら規定するところはない。要するに、欠損が出て純資産が資本金を割つてしまつたときに、資本金に満つるまで株主は資本金をつぎ込まなければならぬ、そんな規定はない、義務づけはないのだとおっしゃられたのですが、そのとおりでございませう。

○鴻参考人 先ほど来各委員からの各質疑に対する私の答えがその都度やや厳密さを欠いておりまして、同じような問題について質問を煩わすようなことになつて大変恐縮に思つておるわけでございませうが、ただいまの木島さんの御質問は二点あつて、最低資本金が債権者保護の基本といふふうに私は申しましたか。私は、資本といふものについての考え方は、株式会社あるいは有限会社のような物的会社の基本だと考えておりますけれども、それとの関連で最低資本金の問題が出てきて、したがつて債権者保護で、最低資本金さえ確保すればそれで基本は果たせたとこのように思ひます。先ほど、債権者保護について、最低資本金のほかにこれも必要だといふことも申し上げたかと思ひますが、ちよつと言ひ方が悪かつたとすれば訂正させていただきます。

それから、欠損の場合について債権者の保護が働かないようなことにも聞いておられたとしたら、これまた法律的には正確な言い方だつたといふことになるわけでございまして、欠損の場合に、そのような状態で倒産したときに、今木島さんがおっしゃられたように取締役とか支配株主等に資本の額に達するまで自分の財産を吐き出させるといふことは商法はとつておりません。とつておりませんが、一たんそういう欠損状態になつたときに、その後の事業で利益を上げて、その欠損の部分を埋めた上でなければ株主、社員が利益の分配を受けてはならないといふ意味において

は、その資本というものは働く。そういう意味において、債権者保護の役割を果たしておるという点には変わりがないわけでございます。そういう言い方をしておけばたいま受けたような質問にはならなかったのではないかといいたいと思いますが、あるいは私の聞き違いであれば、どうか重ねてお尋ねいただきたいと思ひます。

○木島委員 私の理解が足りなければ恐縮であります。

欠損のことを私が大変気にするのは、日本の法人は非常に欠損法人が多いということであります。私は、過去十年の国税庁が出している「税務統計から見た法人企業の実態」というのを見て数字を調べているのですが、端的に言いますと、日本の全法人のうち約五〇％は税法上欠損会社になっているわけですね。現実には事業をして動いている法人のうち半分以上が欠損法人になっているということは大変な問題だと思ひます。

そのうち、例えばこの五年間をとってみても、昭和六十三年から昭和五十九年までまでのぼつてみても、全体の欠損会社のうち、六十三年の場合、八四・二％が資本金一千万以下の小さい法人なんです。同じく六十二年は八四・七％、六十年は八五・七％、六十年は八五・九％、五十九年は八六・〇％。要するに、この五年間をとってみると、日本の全法人の半分は欠損会社だ、その欠損会社のうち八五・六％が資本金一千万以下の中小零細の法人だという統計が国税庁から出ているわけですね。そうしますと、この時点で一千万円の最低資本金制度が導入されて、これから五年間に一千万円に増資しなければ法人格を否定されるということになりますと、実際の、日本の一千万円以下の資本金を持った中小零細法人にとってはかなりきついのではないかといいたいところから出てくるかと思ひます。

錦織参考人にお伺いします。これから五年間に一千万円にするというのは、たやすい企業もあるけれども、なかなか厳しい企業も多いのではないかと懸念しているのですが、その辺の実態はいか

がでしょうか。

○錦織参考人 我々も常々中小会社の損失の高さに胸を痛めているわけでございます。ただ、税務会計と企業会計の違い、あるいは経営計算上特別償却等を詰めますと、どうしても赤字計上した方が得であるということもございまして、内容につきましてもいろいろ吟味をしてみることがあろうと思ひます。

そこで、我々もいろいろ調査をいたしているわけでございますが、一応我々の調査で、対応可能な最低資本金額、株式会社の場合で聞いてみますと、大体一千万円ぐらいでもいいというのが五二・二％ございました。したがって、一千万円に相当期間の猶予を置けば、またそれを誘導するような政策が講じられれば何とか一千万円の方に近づくことが可能であろうということ、一応一千万という数字を出したわけでございます。

○木島委員 国際化に対応するといふお話もあつたわけですが、鴻先生にお伺いします。アメリカには最低資本金制度はないと思ひます。また、日本の商法が明治時代にできてから今日まで長い間にわたって最低資本金制度を持たずにやってきたわけですが、日本の商法が発足したときに最低資本金制度はとらなかつた。アメリカにもない。これはどういふ趣旨であつたのでしょうか。

○鴻参考人 アメリカでは、株式制度に額面株式、無額面株式という両方の制度があり、無額面株式というのになりますと、何といひますか資本とのつながりというものが出てこないというふうなことも一つございまして、さらにアメリカは、法と一口に言ひまして会社法は各州法の形で決まることがあり、全般的にアメリカの州法は会社法の規制を緩い方に何といひますか影響を受ける。比較的那ういう代表的な州法としてデラウェアの法律がよく挙げられるわけですが、そういう面もあり、連邦法としての証券取引法なんかがあるという不備の点を補うというふうなこともやっておるわけでございます。

そういう意味で、アメリカと日本というものと

の関係で、アメリカでそうなの日本でもそれではないかという御議論もあろうかと思ひますが、法制全般が会社法をベースに大陸法から入った制度の上で会社債権者の保護をどう図るかということを考えるときには、最低資本金制度は必要になってくるのではないかといいふに私は考えておるわけでございます。

○木島委員 終わりますが、日本が大陸法系の法制度を導入したにもかかわらず、日本はドイツ、フランスと違って最低資本金制度がないというのがもう一つ私はわかりませんが、時間がないので終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○小澤委員長 御苦労さまでした。

中野寛成君。

○中野委員 民社党の中野寛成でございます。

きょうは、参考人の先生方には貴重な御意見をありがとうございます。また、鴻参考人に基本的なことを一点だけお伺いさせていただきます。

この商法改正というのはたくさんさんのジレンマを抱えていると思ひます。国際化の時代に合わせたいという気持ちがある。債権者の保護を図りたいという気持ちがある。しかしながら、その規制を厳しくすれば中小企業の皆さんにとっては大変な負担がかかるという問題がある。また、債権者保護という問題だけ取り上げても、例えば中小企業の皆さん、債権者という立場に立てば逆に明朗にしてももらいたいという希望がある。しかし、債権者といふことができるだけ債権者と反対側の立場に立ちますと、できるだけ自分の方はガードしたいという気持ちも働くのもこれは当然だろうと思ひます。ですから、結論的に言ひますと、この商法改正の問題に取り組むときには、法務省法制審議会、そしてまた我々国会人も含めて、結局この商法改正の意味は何であるのか、理念は何であるのか、だれが得してだれが損をするのか、それとも損をする人はいなくて結果的にはみんな得をするんだというふうなことが明確に説明されなければ

ば理解を深められることはないだろうと思ひます。また、今回残された問題でも、公認会計士と税理士との職域の問題というふうなこともあると思ひます。この問題は後ほど飯塚先生の方からお伺いしたいと思ひますが、そういうふうな考えますと、結局明確な理念を立てて、リーダーシップを発揮して、そして理解を求める行動とともに、とりわけ中小企業の皆様への的確な配慮というものがなされなければ、この商法改正というのは成功しないと思ひます。そういう基本理念のあり方、法制審議会の作業や法務省の作業等々を含めていかにあるべきか、そのことについて、今日までの御経験を踏まえて簡単に先生の基本的なお考えをおっしゃっていただければありがたいと思ひます。

○鴻参考人 ただいま中野さんのお話を承つておりました。私、全く同意であつて、確かにこの改正要綱をまとめる過程にありましていろいろのジレンマというものを私自身が感じ取つたこともそのとおりでございます。どういふ点についてかという点に尽きておると言つてもいいくらいではないかと思ひます。

しかし、最初の意見陳述の中で申しましたように、今度の商法の改正法律案がまとまるまでの経緯は、四十九年の商法改正以後、ともかく会社法の改正を戦後何度も繰り返しておりますけれども、やはり全面改正という言い方もありますし、根本改正という言い方もなされまして、全面的かつ根本的な改正ということは、結局、大会社の区分をきつと整理し得なければ、大会社にふさわしい規制も、小会社にふさわしい規制もどつちつかずのものになつてしまふのではないかといいたいところから出てくるかと思ひます。

しかしこれを、先ほど申しましたことからは、審議の経過の中で、この時期に意見が煮詰まり、そしてまとめようと思ひます。

他から切り離してもそれで改正法律案として出せるところまでその基礎になるような改正要綱をまとめ上げられるのではないかと判断できた範囲のものについて改正要綱をまとめるような形になりましたので、そういう方針の変更が行われました昨年の秋の段階で、率直に申し上げて私自身、商法部会の中で、こういう形でまとめるとなると、改正要綱をまとめ法律案となつて国会の御審議をお願いするということになれば、まさに今度の改正案というものの理念は何かということをもとめなければならぬという点に気がつきました。そういう意味で、法務当局及び関係者が改正の趣旨としてまとめたのが冒頭申し上げたような三つの柱ということではないでしょうか。

今の中野さんの御質問は、まさにその三つを通じて、最近の国際、国内情勢下の中で一本にまとめた基本理念と申しましうか。そういうものは何かとお尋ねかと思いますが、これは、この段階だけでそういう大きな基本理念をまとめるというよりも、やはり四十九年の改正以来継続してきている会社法改正作業全体は、そういう大小会社の区分を整理することにより、大会社には大会社の区分を整理することにより、大会社には大会社にふさわしい法規制を、小会社には小会社にふさわしい法規制をする、そういう大目標の中でのその一環として現段階でまとめられるものをまとめ、その柱になるものは、先ほども私の申し述べました三つの改正の趣旨にまとめられるということではないかというふうに理解しております。

○中野委員 飯塚参考人にちよつと、たくさんあるのですからまとめてお聞きしたいなと思うことがあります。なお、会計処理の観点から国際化の問題に絞つてお述べをいただきました。大変大胆な、しかし大切な問題を提起されたというふうには思うのでありますが、それだけに私も、部分的には失礼があるかもしれませんが、大胆にお聞きをしたいと思ひます。

この公認会計士の数を少なくとも五万人は必要

だとおつしやられました。その根拠につきましても、先ほどの質問に対する御答弁でおつしやられました。この簡略試験で税理士を公認会計士にせよということではないかと思うのであります。が、西ドイツのケースは先ほどおつしやられましたが、日本の場合に、その試験の内容というのは日本の税理士制度と絡み合せてどういうことが考えられるであろうかということ、もう一つは、税理士の先生方のお喜びになるかもしれないが、公認会計士の先生方からは抵抗があるのじゃないかと思つたりいたします。先生は両方のお立場をお持ちでございまして、そのころも率直にお聞かせをいただければありがたいということが第一点でございまして。

ちよつと、時間の都合でまとめてお聞きします。それから、先生御指摘の、問題の第三点のところでございますが、EC指令に基づく正しい記帳とか正しい財務諸表をつくらなかつた会社については刑罰規定を設けるべきだとおつしやられまして、これを聞いてびびくりする方も日本では当然多いのではないかとこのようにも思つたりするのでございますが、日本人の国民性から見て果たして要当だろうか、そのときに日本で起こる問題点はどういうことが想定されるだろうかということをお聞きします。

三番目に、そのEC指令でございましてけれども、EC、ヨーロッパ共同体全体としての統合の方向、特に経済、将来は政治も含めていこうかというときでありますから、このECのやり方というものは参考になるだけではなくて、EC対策として、日本がこれから経済関係を進めていく上においては十分注目し、そしてそれに対する対応も講じていかなければならぬ。これは日本の経済強化のためにも必要だろうと思うのであります。そのECの指令というのは、どの程度の頻度で、どのくらいの権威を持つて、どのくらいの多角性を持つて発せられているのかということをお聞きしたいとお聞かせをいただければありがたいと思ひます。

第であります。

それからもう一つ、「真実かつ公正なる見解」の原則、このことをおつしやられたわけでありまして、真実で公正であれば既定の法律を踏み越えてもよいという法理をつくらうということでございます。まして、これは今日までの日本人の感覚では余りなかつた感覚ではないか。これまた、大胆、率直におつしやられたわけでございます。このことにつきましても、商法また会社法上、ヨーロッパではどう表現されているのか。また、日本ではできるのでしょうか。やらなければいかぬとおつしやせをいただきたいと思います。

最後に、最初に鴻先生にもお伺いをしたことでありますが、そしてまた、きょうは宮内参考人、錦織参考人からも、日本の場合には中小企業に十分配慮しなければいけないということをおつしやられて、全くそのとおりだと思つております。この飯塚先生の御提言は、中小企業者にとつてどういうメリットとデメリット、デメリットという言葉を後にお伺いできればと思つてございまして、中小企業者の皆さんが会社をおつくりになるときに、なぜ株式会社にしたか、その理由の第一に、社会的信用を高めるためというのが一番目の理由だと言われましたが、こういうことを聞いて信用がなくなるわけですね。そして、そうすることとは、中小企業者の皆さんが会社にする意味がなくなつちやうなわけですね。ですから、会社の社会的信用は高くしなければならぬ、しかしそのためにはハードルが高ければ中小企業者の皆さんはこれはまたどえらい苦労をされる、こういうジレンマがあるわけでございます。同じような意味で、飯塚先生の御提言も中小企業者にとっては随分としんどいと思われ部分と、しかしそれによつていろいろなことが保証されるのですよというメリットと両方あるのではないかなと思つております。

その両面からお聞かせいただければと思ひます。

○飯塚参考人 お答え申し上げます。

問題が非常に多角的にたたまつてしまつたので、ちよつとこれ、お答えするのは容易じゃないと思ひますけれども、記憶する限りで、先生の提起された問題についてお答えしたいと思います。まず、日本の公認会計士の数は五万人ということをおつしやりましたけれども、これはいわば英知の直観によるのだ、実証的な調査の結果じゃないというふうにおつしやりました。

さてそこで、その公認会計士になることでございますが、ドイツの場合は会社法とありまして、経済法、ドイツのシャフツレヒトと言つて経済関係の法律が非常に少ない。例えば、ドイツの場合は、従業員五人以上持つてゐる会社の経営者は、毎月一回、企業の損益と財政状態を従業員代表に報告しなければいけないという法律がある。ペトリープスフェアファッスングスゲゼツツと申しますが、そういう法律がある。したがつて、底辺から、小企業からまじめにやらなければならぬという要素がある。ところが、日本にはそれが無い。だから、税務調査というのはどうせ十年に一遍ぐらいしかないので、逃げ回るだけ逃げちやえという意識が強い。それからもう一つ、実は日本の場合には、日本人というのは生き馬の目を抜くというふうなところがある。それが飛びついていくという要素もあると思ひます。そういうこととで日本の会社というのは多くなつちやつてゐるんだというふうには私は見ております。

なお、日本の税理士を公認会計士にする件でございますが、それはドイツと全く同じで、基礎的には日本の税理士は会計学を理解し、会計学を実践しない限りは業務そのものができない、だからその意味では公認会計士と全く基礎を同じやうしている、だから区別すべき理由はない。なお、先生とすると、税理士は喜ぶかもしれないけれども公認会計士は喜ばないかもしれないとおつしやつた

けれども、私は公認会計士の先生方に言うので、どうか国民経済的に国家を考へるという姿勢をとつてくれ、日本は極端に公認会計士が少ないんだ、これはいけない、やはり国民全体のことを考へると実は公認会計士の数はもつとふやさにやいかぬと思うのだ。その場合に、やはり公認会計士になるのに一番距離が近いところにいるのが税理士なんだ。それはドイツも全く同じ。だからドイツの場合は、五年、十年、十五年というふうな三つの段階を設けて彼らを大量に公認会計士にしようとしたということですね。

それから、先ほど私は言い落しましたけれども、ドイツの税理士諸君に会いまして、なぜ君たちはなりたくないんだと言いましたところ、収入は十分なんだという答えが返つてきました。おれたちは、収入は十分なんだ。特に、ドイツの場合は、自宅に温水プールを持ってゐるなんていう税理士がかなりゐるんですよ。私もつき合つてゐる税理士諸君、何人も自宅にプールがある。見せろと言つて私は行ったことがありますが、けれども、ちゃんと温水プールですよ、温度まで調節されてゐる。そういうぐあひなんです。だから、つまりドイツの場合は公認会計士になる人が少なかつたというのは、先ほど申し上げたような商法三百九条の問題もございまして、同時にドイツの税理士は収入が非常にいい、だから今苦勞して公認会計士になる必要が全くないというようなことがあるわけでございます。

なお、ドイツの場合は日本と違ふのは、試験科目は会社法ばかりありません。ドイツの場合は、アクチエンゲゼルシャフトの試験というのじゃないのです。ヴァルトシャフトの試験、つまり経済法、その経済法の試験というのは、つまり先ほど申し上げたような経営組織法だとか、それから資金協約法という法律があります。これはちよつと日本では余りなじんでないようでございますけれども、タリフフェアトラークスゲゼルシャフトという法律があります。どういふのかといふと、要するに、どの会社へ行こうとも仕事と同じなら月給は大体

同じということですね。これはすごいですよ。そういうのはドイツの場合確立していますから。

ヨーロッパでは、そういうのを取り入れて今しもやろうとしてゐるのでもございますが、ちよつと前後いたしますけれども、先生がEC対策とおっしゃつた。これは私は必ずしもそのとおりだと思ひます。と申しますのは、あと二年たつとや応なしに統合しますから、そして彼らの目指すところは完全なる単一国家ですから、ヨーロッパの十二カ国が単なる単一国家になつてしまふということ、これは怖いことです。つまり、アメリカもそうだけれども、アメリカだとかヨーロッパだとかが単一国家になつてしまふということになりまから、さあ日本はどうするんだということになりまから、そのときこそ政治家の先生方は、自分たちの立法能力、自分たちの国政能力について国民に本當に信を問われなければならぬときが来るというふうには私は見ております。

なお、正しい記帳をしなかつたときは刑罰をしるということでございますが、これは刑罰しないのはおかしいのです。というのは、文明国全部やつてゐる。アメリカもイギリスもドイツもフランスも残らずちゃんと、インチキの帳簿をつくつたときは処罰するぞということになつてゐる。じゃ日本は全くなひのかというと、そうでもない。日本にも破産法という法律がございまして、その破産法の三百七十四条、これは故意破産罪。故意破産罪の場合、破産したけれども故意に破産したという場合に、そのときの帳簿が不完全であつたときは十年以下の懲役だという規定がございまして、それからなお、三百七十五条には過怠破産罪というのがございまして、つまり、経営を余り一生懸命やらなかつたものだから、それでよからず破産したもつてしまつて破産してしまつたという場合、その過怠破産罪が、なお帳簿が悪かつたという場合は今度は五年以下の懲役、そういう猛烈な規定がございまして、だから、それを実はなぜ実施しないのか。私の同級生に最高検察庁の検事をやつたやつも

いますから、クラス会で聞いてみた。そうしたら、いや、それをやつたら日本じゅう大騒ぎになつてしまふ、だからやれないんだということをやつていましたけれども、やはり国民の反応を見ているようですね。それで検事としても、実は破産したんだけれども帳簿が不完全なんだと言へば、三百七十四条か三百七十五条かいずれかを適用して、五年以下あるいは十年以下の懲役ということになるんだけれども、おつかなくてやれない。というのは、検察横暴とかというように騒がれてしまつて、そこへマスコミが便乗してえらい検察庁をたたかうということが行われる、だからやれないということなんです。そういうふうなことを私のクラスメートが言つていました。なるほど、君がそう言うのは無理もないと言つたのですが、しかし先生にお訴へしたいのは、先進国は全部不正記帳、不実記帳、インチキ記帳に対しては刑罰を科してゐますよ。日本だけやらないというのはおかしい。法律というのは国民生活を方向づけてゐるのですから、先生方は立法することにやつて国民の方に生活の方向を与えていくのですから、先生方はその力をお持ちなんです。したがつてこれはやつていただくべきだ。ここであつたやらない場合は日本は底なしのルーズな世界になつてしまふ。文明国全体が不実記帳、不完全記帳に対して刑罰をもつて臨むという以上は、しつかりやらなければいけない。

たまたま昨日、韓国の税法が私の手元に入つたので、今思い出したのでございましてけれども、韓国の場合は、すべての商人は自分の店にレジスターを置かなければいかぬと書いてある。これはすごいことだと思ふですね、レジスターで逃げ場がなくなりましてから、そういうことで、やはりその方向でだんだん国民を方向づけていく必要がある。そこで私は、まあ中野先生ばかりではございませぬけれども、ともすれば日本の政治家は選挙民の顔色ばかりがう傾向がありはせぬか、残念だ。そうじゃなしに、君たちきついかもしらぬけれども、これが名譽ある一流国日本をつくる道なんだ、我慢してやつてくれいというぐらひのことを言つてくれたつていいんじゃないかと私は思うのです。そういう点がちよつと問題だと思ふのです。

そこで、先生は、飯塚の提言があつた場合に中小企業に対してメリットはどうでデメリットはどうだということをおつしやいましたけれども、結構です。そういう御判断があり得るのも結構です。しかし、注意いたしたいことは、水田の中へ飛び込んでいって、農民諸君に抱きついて、泥んこになつても清き一票を頼むと言ふのが正しいのか、ちよつとこれは問題だと私は思ふのです。その意味で、私のクラスメートがたまたま群馬県の知事をやつておられますけれども、聞いたところが、さる著名な政治家が驚くばかりのどぶ板選挙をやつてゐるよ、君と言つていました。それでいいのか、いやちよつとそれは問題だ。やはり先生方は国民のリーダーなんだ、国家の運命を左右する方々なんだ、だから先生方はそこは厳格に自分を律していただくべき、こう思ふわけなんだ。まあ、そういうことができるかできないかは先生方の御決意によるのですから。

なお、実は先生の御質問の中でこういうことを言われたんですね。「真実かつ公正なる見解」の原則がヨーロッパではどういふふうに表示されておるか。ヨーロッパ十二カ国ございまして、その十二カ国全部の法律を言うわけにはいかぬ。そこで、例えばドイツを申し上げますけれども、ドイツの場合は、商法の三百二十二条に公認会計士の監査報告書はこう書けというふうな、監査報告のモデルが表示されてゐます。そのモデルによると、この会社は我が監査の結果、要するに正規の簿記の原則に基いて記帳をしてゐる、同時に、正味財産額と財政状態と所得額、この三つについて、真実かつ公正なる見解を表示したものと認めるというふうな書けと書いてあるんです。商法上。そういう文句は、この点について真実かつ公正なる見解を表示してゐるものと書けというの

がドイツ商法の場合は十三カ条ございます。そこで、なるほどなと感心したんです、私は。ところが、イギリス会社法を調べてみて驚いた。イギリスの場合は、なるほどツループランドフェアビューの原則というのは一カ条です。一カ条ですけども、それは法律が一カ条であるだけなのです。いわゆる政令としては三十七本出ている。実に詳細に、ここは真実かつ公正な見解を表示しているのか、ここは真実かつ公正な見解を表示しているのかというその項目、三十七項目あります。たまげた数です。私はそういう点を見て、やはり中野先生、政審会長だと思いましたが、実はほかでもない、EC対策という角度で考えなければいかぬ。えらいことです。

それからなお、先生おっしゃいましたね。どのくらいの頻度で、どのくらいの多角性を持って、どのくらいの分量でECの指令が出ているのかとおっしゃいましたね。実は私もそれは調べてみました。一九五二年、ヨーロッパにおいて初めて石炭鉄鋼共同体というのが生まれました。一九五二年です。その当時は一年間に二通か三通でした、あの指令は。ところが、御承知のように一九七八年からはEC第四号指令が出て、会社法全体が、おまえた直ちに統一しろという指令が出ちゃって、それでやっていきますね。その当時から、だから七八年ごろから今日まで約二十年弱、この間物すごい勢いで指令が出ております。それは、先生はこの程度の頻度でとおっしゃったけれども、私はおとし一九八八年のECの指令は一体何本出ているのかということを調べてみたんです。そうしたら、一年間に千四百八十七本出ておったんですね。つまり、一日当たり四本以上出ているんですよ、休みもなしに。いや、これはすごいなと本当にそう思いまして、私は去年、実はECの本部に参りまして調べてみた。調べてみて驚いた。なるほど、これはすごい。十二カ国から役人が七千名、ブラッセルのEC本部に集まっている。そして、そのうち五千名は翻訳官、あとの二千名は政策担当。だから、大体一カ国から五百人ぐらいの役人

を送り込んでいる。まことに各国とも終ぐるみです。総力戦ですよ。そういう形でやっています。したがって、一年間に大体二千通からの指令、統一法律をつくれという指令が出ているんですから。では、全部でどのくらいあるだろうと思つて調べてみた。そうしたら、一九五二年から今日まで大体七千五百種類ぐらいの指令が出ておりました。いや物すごいです。しかも、ここで先生は、頻度ばかりでなく、どのくらいの多角性とおっしゃったけれども、つまり、多角性は生活のあらゆるところに及びます。恐らく、各家庭におけるベッドの中の行動を除いて人間生活全部だと思います。驚くべき多角性を持つております。もう医者なんかについても物すごいですよ。日本の医師法のようなああいうだらけた医師法はないですね。ないです。もつときちつとしていますよ。

そういういかなる方向に国民を引っ張つていくか、それは一にかかつて国会の先生方の任務であるというふうに私も見ておるのでして、我々がやはりその意味では、先生方を尊敬申し上げるのはそこから来ているので、我々の運命に対する指導者であり、運命に対する責任を持つてくれる方だ、こう思っていますから。そういうことです。大体それで、先生がお話しになったことの……。

○中野委員 どうもありがとうございます。大分時間が、はるかにオーバーしてしまいました。で、宮内参考人、錦織参考人にまではお聞きできなくて申しわけありませんでした。ただ、経団連、そして中央会からはたびたび折に触れてお聞かせをいただいておりますので、今後とも参考にさせていただきます。きょうは、どうもありがとうございました。

○小澤委員長 御苦労さまでした。以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。参考人各位におかれましては、長時間にわたり貴重な御意見をお述べをいただき、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。次回、来る五日火曜日午前九時五十分理事

会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時十二分散会